

赤穂市
子ども・子育て支援事業計画
【 案 】

網掛けのある文字は前回からの修正点です。

平成 27 年 1 月

赤 穂 市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	2
4. 計画の期間.....	2
第2章 子育てを取り巻く現状と課題.....	3
1. 人口や世帯、就労等の状況.....	3
2. 子育て家庭の状況および子育て支援ニーズ.....	7
3. 子育て関係事業所・団体調査のまとめ.....	20
4. 次世代後期行動計画の実施状況.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1. 基本理念.....	32
2. 基本的視点.....	33
3. 基本目標.....	34
4. 赤穂市における重点的な取り組み.....	36
5. 施策体系.....	39
第4章 基本施策の推進.....	41
1. 子育てと仕事の両立が図られるよう支援します.....	41
2. 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します.....	46
3. すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します.....	50
4. 子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます.....	54
第5章 事業の実施目標.....	57
1. 教育・保育提供区域の設定.....	57
2. 児童人口推計.....	58
3. 新制度における事業の体系.....	59
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策.....	60
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	61
第6章 計画の推進体制.....	69
1. 計画や子育て支援施策の周知.....	69
2. 家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割.....	69
3. 推進体制.....	70
4. 進捗管理・評価.....	70

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、急速な少子化※を踏まえ、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法※」を制定し、総合的な次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかし、合計特殊出生率※には若干の増加が見られるものの、出生数は減少を続けており、一層の少子・高齢化が進んでいます。それに加えて経済状況や女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増え、共働き世帯も増加し、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。また、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣の住民から子育てに関する助言や指導が受けられず、不安や困難を抱える保護者も増加しています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国では新たな子ども・子育てに関する支援制度を構築していくための取り組みを進めてきました。平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置後は、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を進めてきており、平成 24 年には、幼稚園、保育所、認定こども園※を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法※」が制定されました。新たな制度の下では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

本市では、市内に公立を中心に幼稚園・保育所を配置し、地区ごとに子育て環境を整備するとともに、高まる保育ニーズに対して幼稚園で預かり保育※を拡充するなど、子育て支援を推進してきました。また、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 21 年度に「赤穂こどもプラン（赤穂市次世代育成支援対策後期行動計画）」（以下、次世代後期計画）を策定し、保護者だけではなく、行政と地域が協働して子育て支援を行う環境の整備に取り組んできました。しかしながら、子ども・子育てを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、「赤穂市総合計画」や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

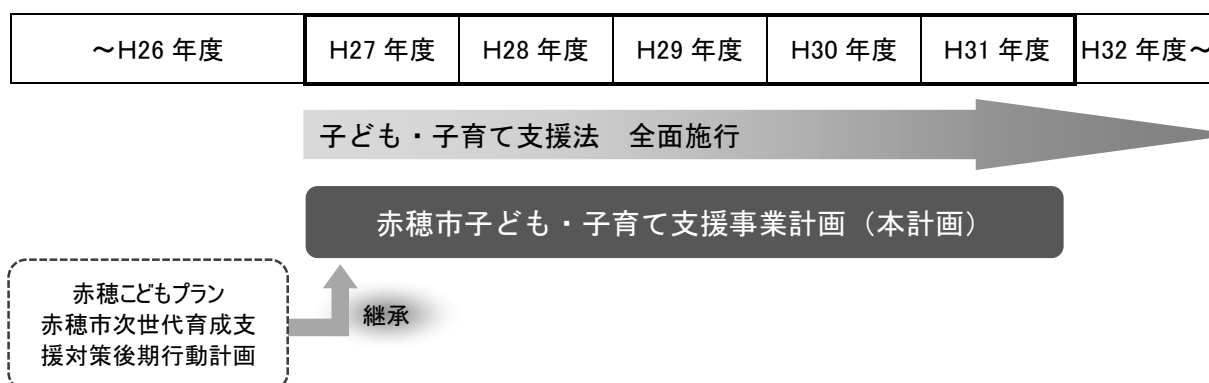
また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。本市においては、本計画を次世代後期計画の考えや取り組みを踏まえた、子ども・子育て支援[※]を総合的に推進していく計画と位置づけられます。

3. 計画の対象

本計画は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

4. 計画の期間

本計画の期間は平成 27 年度から 31 年度の 5 か年とします。また、計画最終年度までに計画の見直しおよび評価を行い、次期計画を策定します。



第2章 子育てを取り巻く現状と課題

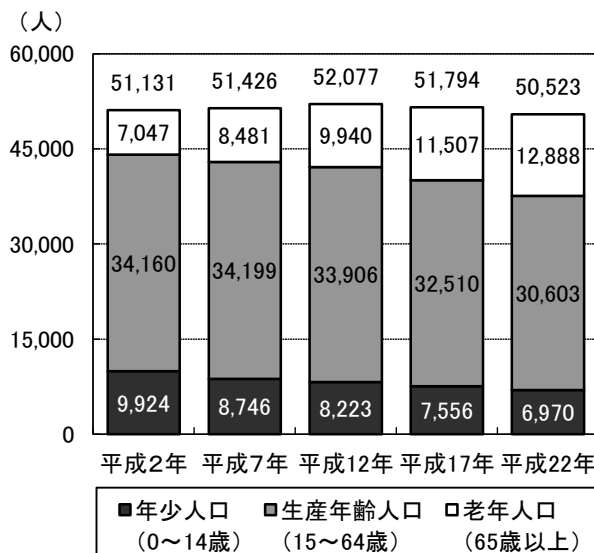
1. 人口や世帯、就労等の状況

(1) 人口の推移

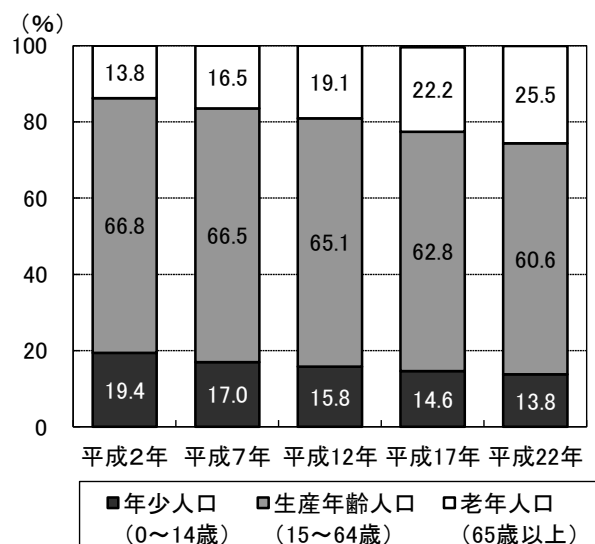
国勢調査では、赤穂市の総人口は平成12年をピークとして減少傾向にあり、平成22年には50,523人となっている。

出生数は、増減を繰り返しながら、平成25年には368人となっている。出生率は、兵庫県や国より下回って推移している。合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら、平成22年には1.40と兵庫県や国とほぼ同様の値となっている。

■年齢3区分別人口の推移(赤穂市)



■年齢3区分別人口割合の推移(赤穂市)

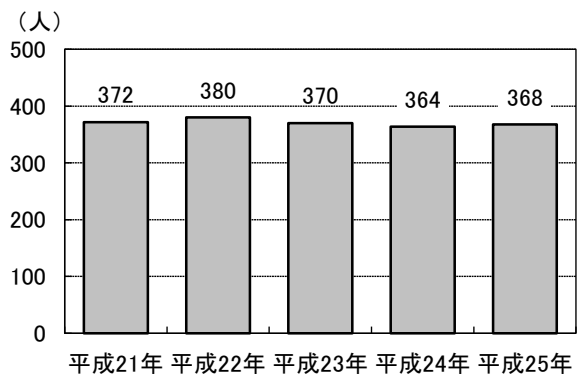


資料：国勢調査

※総人口は年齢不詳を含むため内訳の合計が一致しない

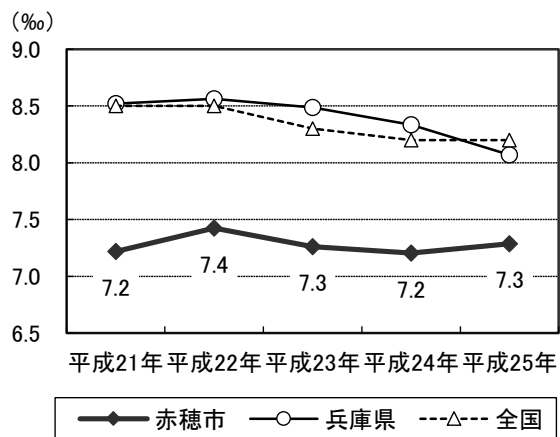
資料：国勢調査

■出生数の推移(赤穂市)



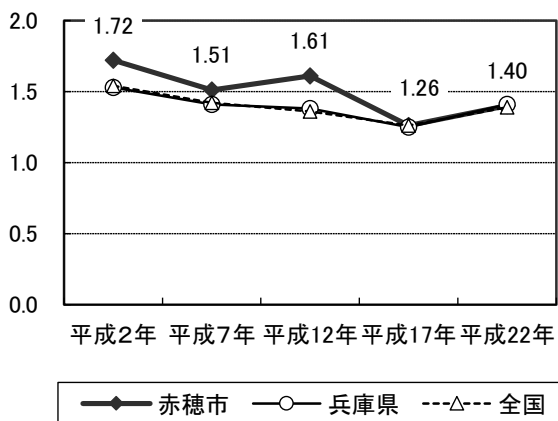
資料：人口動態統計

■出生率(人口千対)の推移



資料：人口動態統計、住民基本台帳

■合計特殊出生率の推移



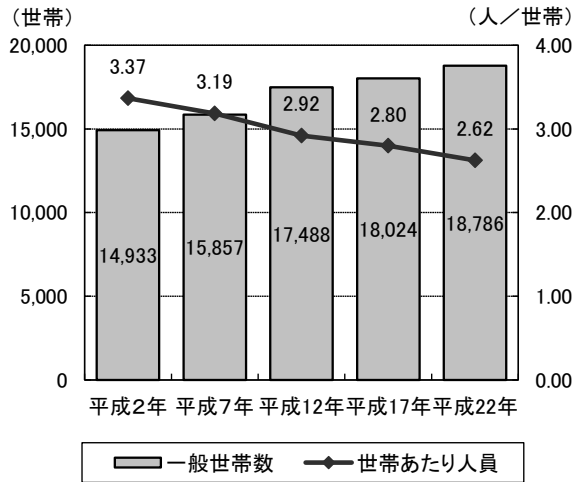
資料：保健統計年報（兵庫県）（値は赤穂市）※合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの平均数

(2) 世帯の状況

子どものいる世帯割合は、兵庫県や国より6歳未満世帯員のいる一般世帯割合が低くなっている。また、兵庫県や国と比較して単独世帯割合も低くなっている。

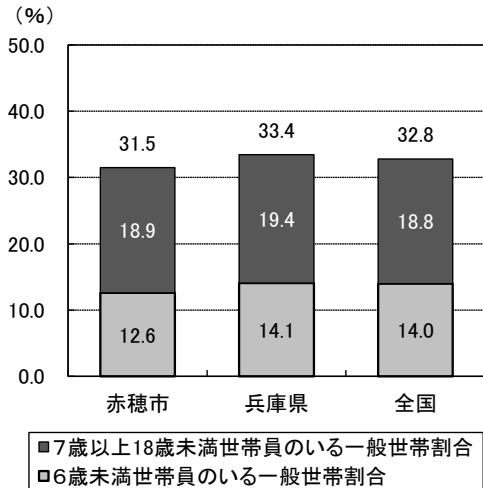
ひとり親世帯は平成17年より父子世帯は減少しているものの、平成22年には母子、父子世帯をあわせて280世帯を超えている。

■一般世帯数および世帯あたり人員の推移(赤穂市)



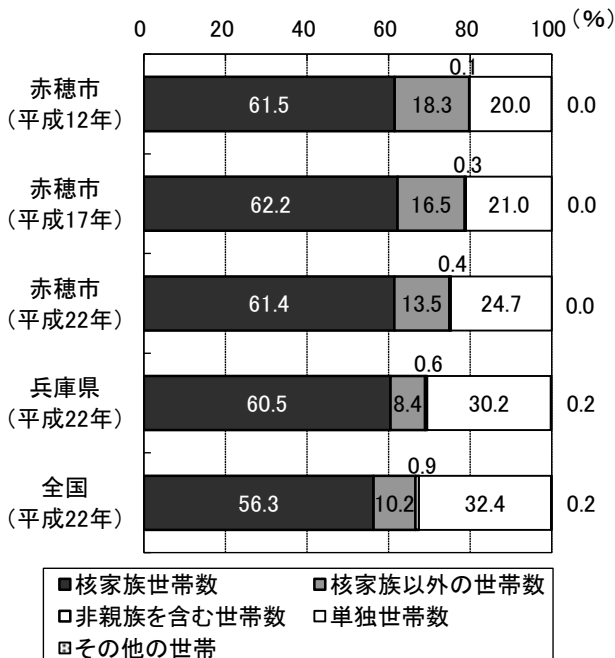
資料：国勢調査

■核家族世帯に占める子どものいる世帯割合



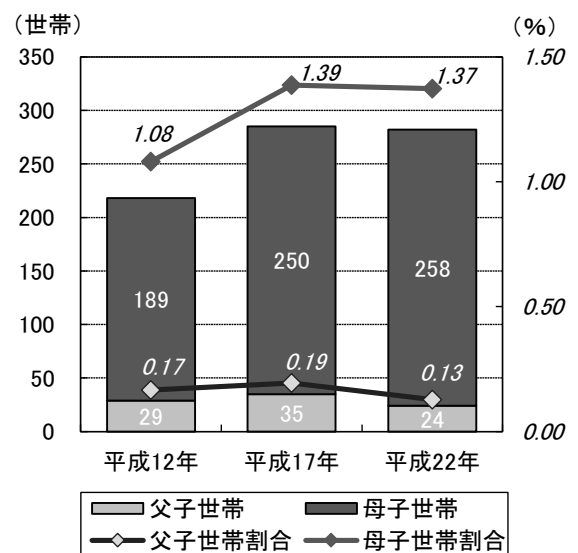
資料：国勢調査(平成22年)

■一般世帯における世帯類型別割合の推移



資料：国勢調査

■ひとり親家庭世帯数の推移(赤穂市)



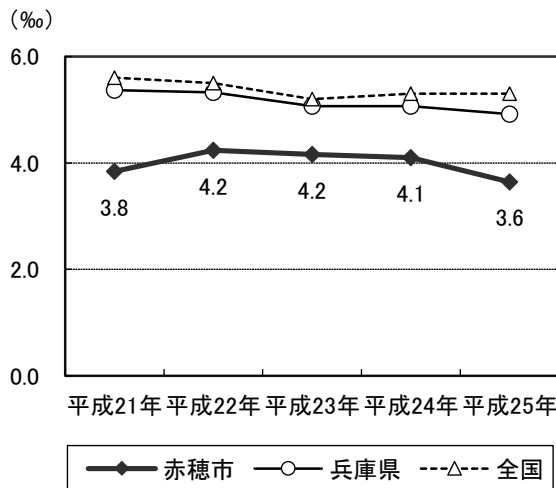
資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻率は、全国、兵庫県より下回って推移しており、平成24年以降は減少に転じ、平成25年には3.6となっている。

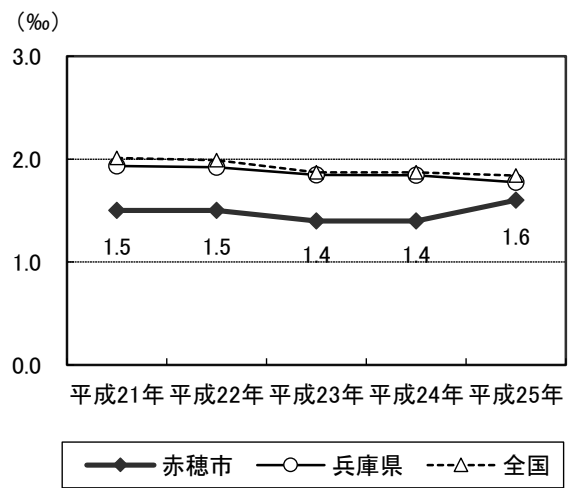
離婚率は、全国、兵庫県より下回って推移しており、平成25年には若干増加し、1.6となっている。

■婚姻率(人口千対)の推移



資料：人口動態統計、住民基本台帳

■離婚率(人口千対)の推移



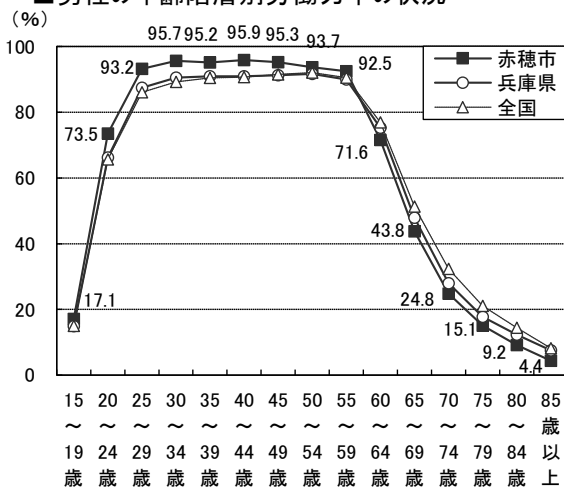
資料：人口動態統計、住民基本台帳

(4) 就労の状況

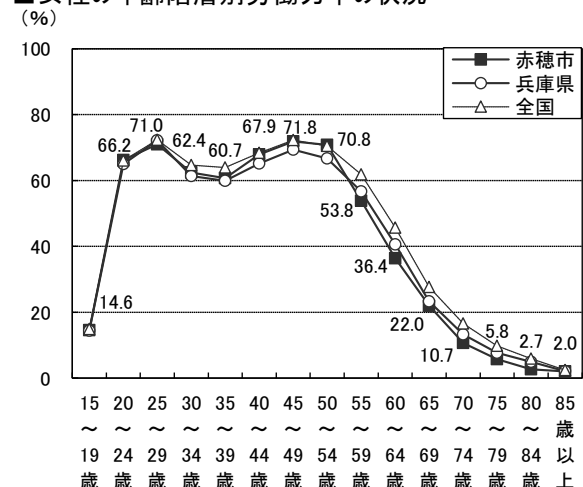
年齢階層別労働力率は、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割以上で推移しているのに対し、女性では30歳代で割合が低くなり40歳代で再び割合が高くなるM字カーブを描いている。

赤穂市の50歳代後半以降の女性の労働力率は、兵庫県、全国より下回っている。

■男性の年齢階層別労働力率の状況



■女性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査(平成22年)

2. 子育て家庭の状況および子育て支援ニーズ

(1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料を得るため「子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- 調査地域：赤穂市全域
- 調査対象者：赤穂市在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
赤穂市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：就学前児童調査は、幼稚園、保育所に通う児童 976 人、未就園児 650 人
小学生児童調査は、小学校に通う（5年生まで）児童 1,563 人
- 調査期間：平成 26 年 1 月 17 日（金）～平成 26 年 1 月 31 日（金）
- 調査方法：就学前児童調査は幼稚園、保育所を通じて配布・回収
（未就園児については郵送配布・回収）
小学生児童調査は小学校を通じて配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,626	1,199	73.7%
小学生児童	1,563	1,468	93.9%
合計	3,189	2,667	83.6%

(2) 調査の主な結果

●日頃、子どもをみてもらえる人や相談相手や場所の有無について

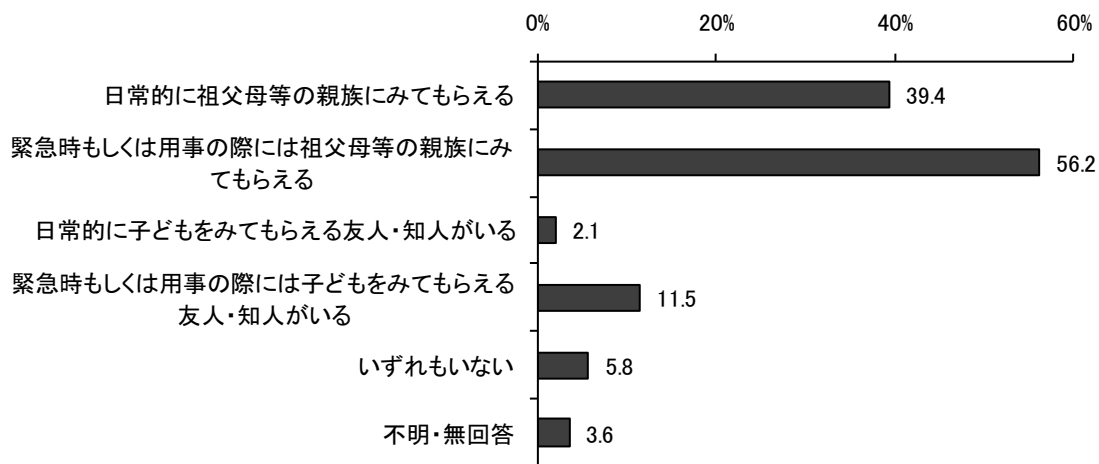
祖父母等の親族にみてもらえる状況について、日常的に可能な方は約4割おり、緊急時もしくは用事の際には可能である方が6割弱いる。

子育てをする上での相談相手や相談場所がある方は9割を超えている。

気軽に相談できる相手は、配偶者・パートナーが約8割いる。一方で、祖父母等の親族は、就学前児童より小学生児童で9.0ポイント低い。

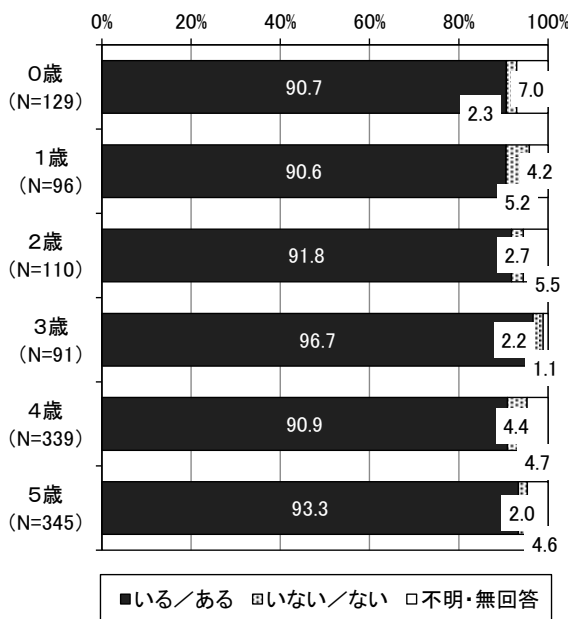
■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

就学前児童(N=1,199)

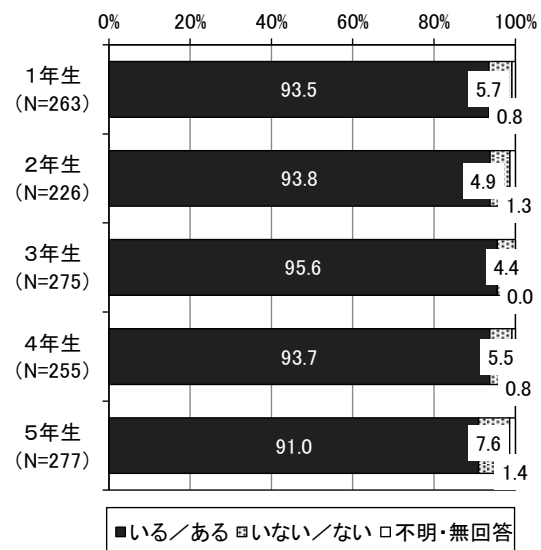


■子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無

就学前児童



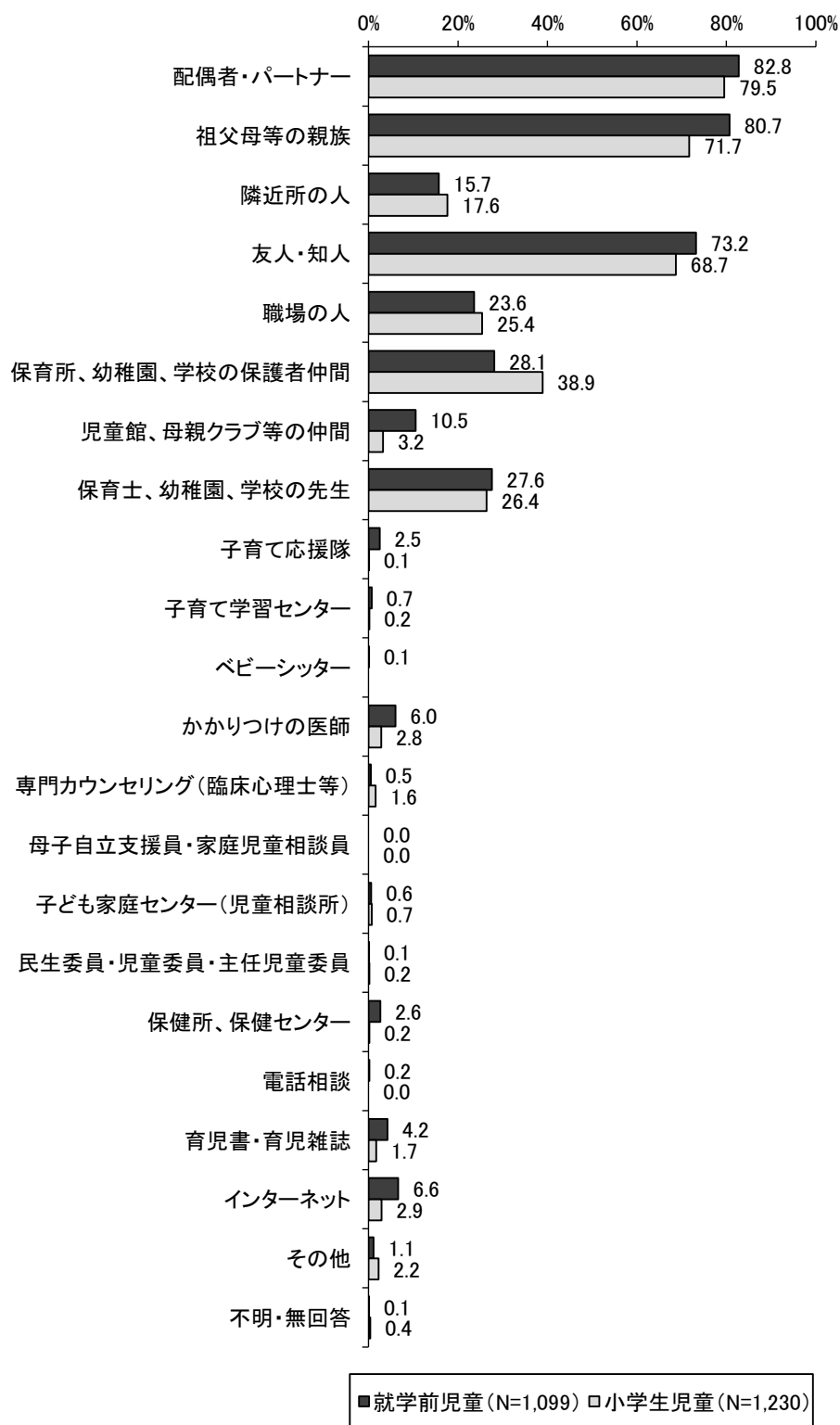
小学生児童



■いる/ある □いない/ない ○不明・無回答

■いる/ある □いない/ない ○不明・無回答

■子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる人(場所)〈複数回答〉



※子育てをする上での相談相手や相談できる場所が「ある」と回答した方だけの集計

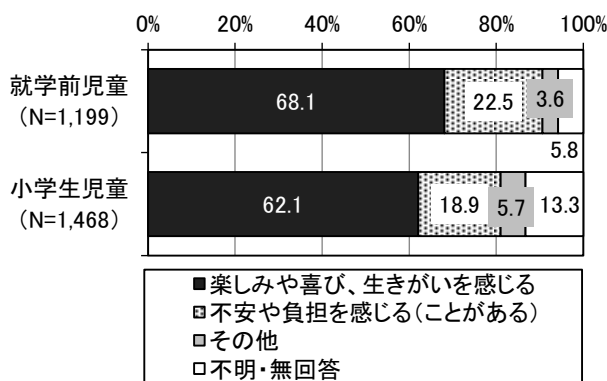
●子育てについて全体的に感じることについて

子育てについて全体的に感じることについて「楽しみや喜び、生きがいを感じる」割合は就学前児童、小学生児童ともに6割以上となっている。前回調査に比べ、就学前児童で不安や負担を感じている割合がやや増加している。

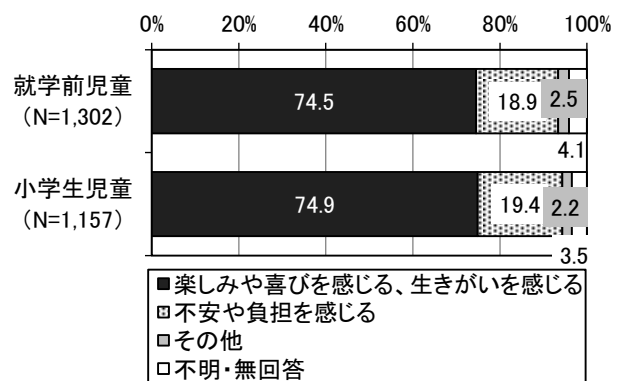
子育てで不安や負担を感じることに年齢別にみると、0歳では仕事との両立についてが他の項目と比べて割合が高く、子どもが少し成長し、再び仕事にも就きだす3歳では自分の時間が持てないことが他の年齢より高くなっている。また、教育にかかる経済的負担については年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあり、小学5年生では他の項目と比べて割合が高くなっている。

■子育てについて全体的に感じること

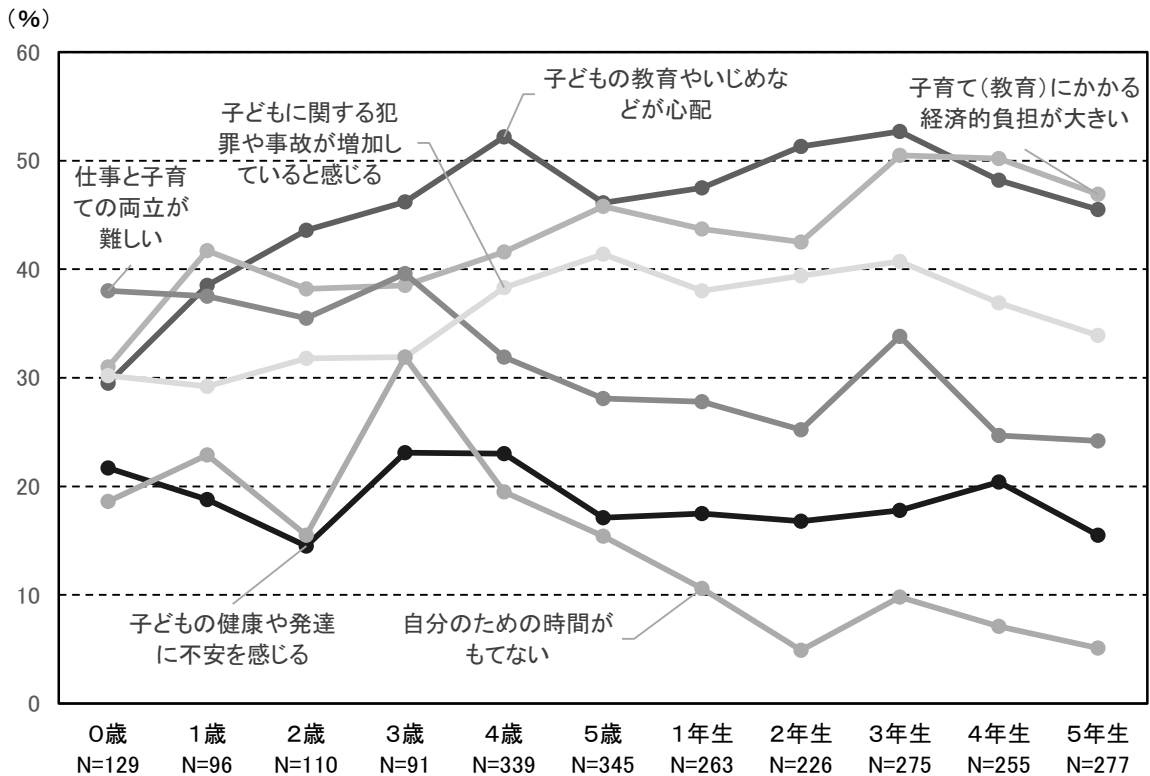
〈今回調査〉



〈前回調査(平成21年)〉



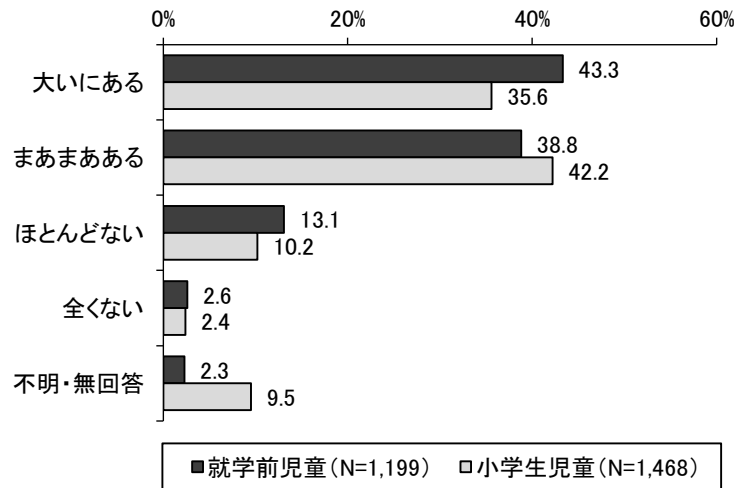
■子育てについてどのような不安や負担を感じることもあるか(上位項目の年齢比較)



●周囲の人に支えてもらって子育てをしているという実感について

周囲の人に支えてもらって子育てをしているという実感についての割合は就学前児童で大いにあるが4割以上、小学生児童でまあまああるが4割以上となっている。誰から支えられていると感じる、誰から支えてほしいと感じることとして、就学前児童、小学生児童ともに祖父母等の親族が上位である。

■周囲の人に支えてもらって子育てをしているという実感について



■支えてもらっていると感じる場合は、特に誰から支えられていると感じますか。また感じない場合は、特に誰から支えてほしいと感じますか〈上位5位のみ抜粋〉〈複数回答〉

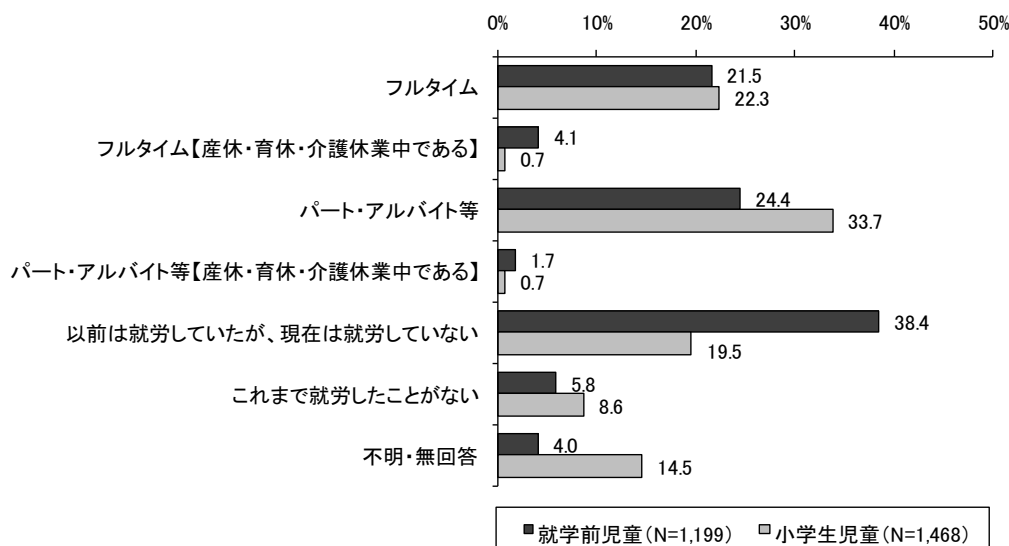
	1位	2位	3位	4位	5位
就学前児童 (N=1,199)	祖父母等の親族 79.6%	配偶者・パートナー 74.6%	友人・知人 41.5%	保育士、幼稚園、学校の先生 26.9%	保育所、幼稚園、学校の保護者仲間 18.2%
小学生児童 (N=1,468)	祖父母等の親族 66.0%	配偶者・パートナー 65.3%	友人・知人 40.2%	保育所、幼稚園、学校の保護者仲間 24.7%	保育士、幼稚園、学校の先生 23.8%

●母親の就労状況について

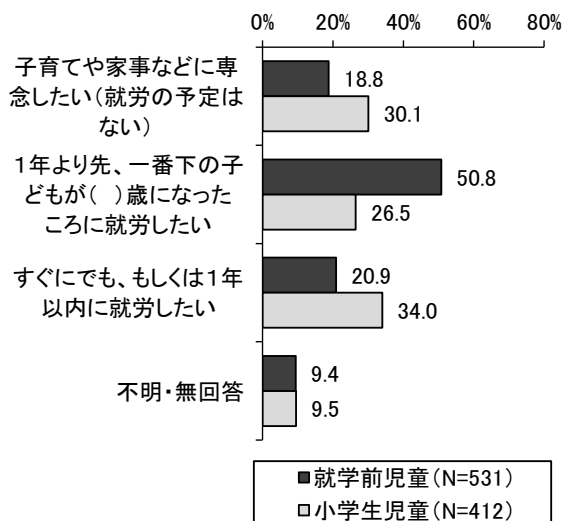
母親の就労状況の割合は就学前児童で以前は就労していたが、現在は就労していないが約4割、小学生児童でパート・アルバイト等が約3割となっていることから、復職のほとんどはパート・アルバイトであることがうかがえる。

母親の就労希望について、就学前児童では子どもが小学校に入学したらと考えている割合が高い。一方、小学生児童ではすぐにでも就労したいと考える割合が就学前児童より高い。

■母親の就労状況



■現在、就労していない方の就労希望



※「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した方のみを集計

【母親】 就労したい時の 末子の年齢	就学前児童 (N=270)		小学生児童 (N=109)	
	件数	%	件数	%
1歳	8	3.0	1	0.9
2歳	8	3.0	1	0.9
3歳	32	11.9	6	5.5
4歳	41	15.2	10	9.2
5歳	60	22.2	13	11.9
6歳	30	11.1	12	11.0
7歳	56	20.7	17	15.6
8歳	16	5.9	5	4.6
9歳	2	0.7	4	3.7
10歳	9	3.3	12	11.0
11歳	0	0.0	3	2.8
12歳	1	0.4	10	9.2
13歳以上	1	0.4	9	8.2
不明・無回答	6	2.2	6	5.5

※「1年より先、一番下の子どもが()歳になったころに就労したい」と回答した方のみを集計

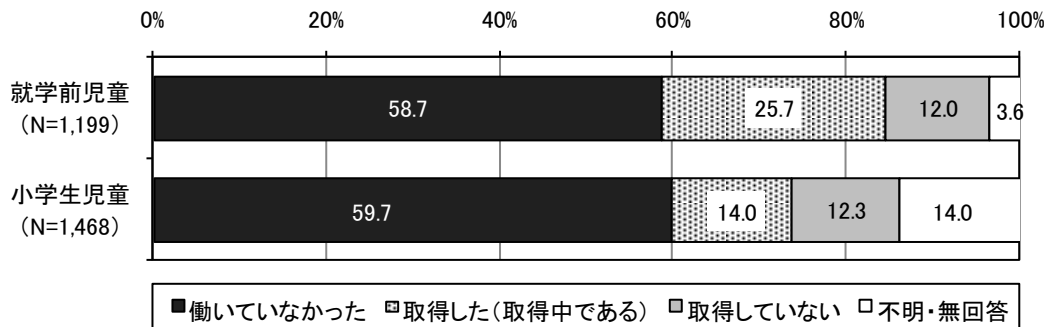
●保護者の育児休業※取得について

母親、父親ともに育児休業の取得率は小学生児童より就学前児童で高くなっており、取得する人が増加していることがうかがえる。一方、母親と比較して父親の取得はわずかとなっている。

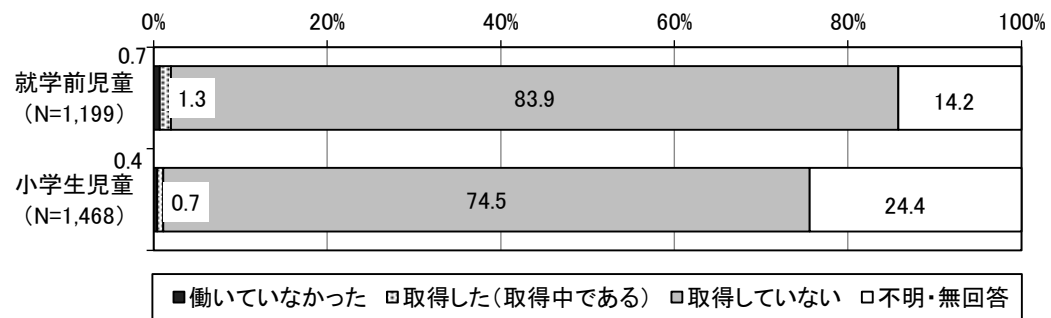
育児休業を取りにくい雰囲気や制度がなかったことなどが取得促進に向けた課題となっている。

■子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況

【母親】



【父親】



■育児休業を取得していない理由〈上位5位のみ抜粋〉

性別	1位	2位	3位	4位	5位	
母親	就学前児童 (N=144)	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事に戻るのが難しかった	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
	40.3%	22.2%	21.5%	11.1%	6.9%	
父親	小学生児童 (N=181)	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	保育所などに預けることができた
	29.8%	16.6%	14.4%	12.2%	9.9%	
母親	就学前児童 (N=1,006)	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	仕事が忙しかった	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	配偶者が育児休業制度を利用した	収入減となり、経済的に苦しくなる
	35.1%	30.9%	26.4%	19.5%	17.7%	
父親	小学生児童 (N=1,094)	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	仕事が忙しかった	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	収入減となり、経済的に苦しくなる	配偶者が育児休業制度を利用した
	41.6%	29.8%	21.7%	14.2%	11.0%	

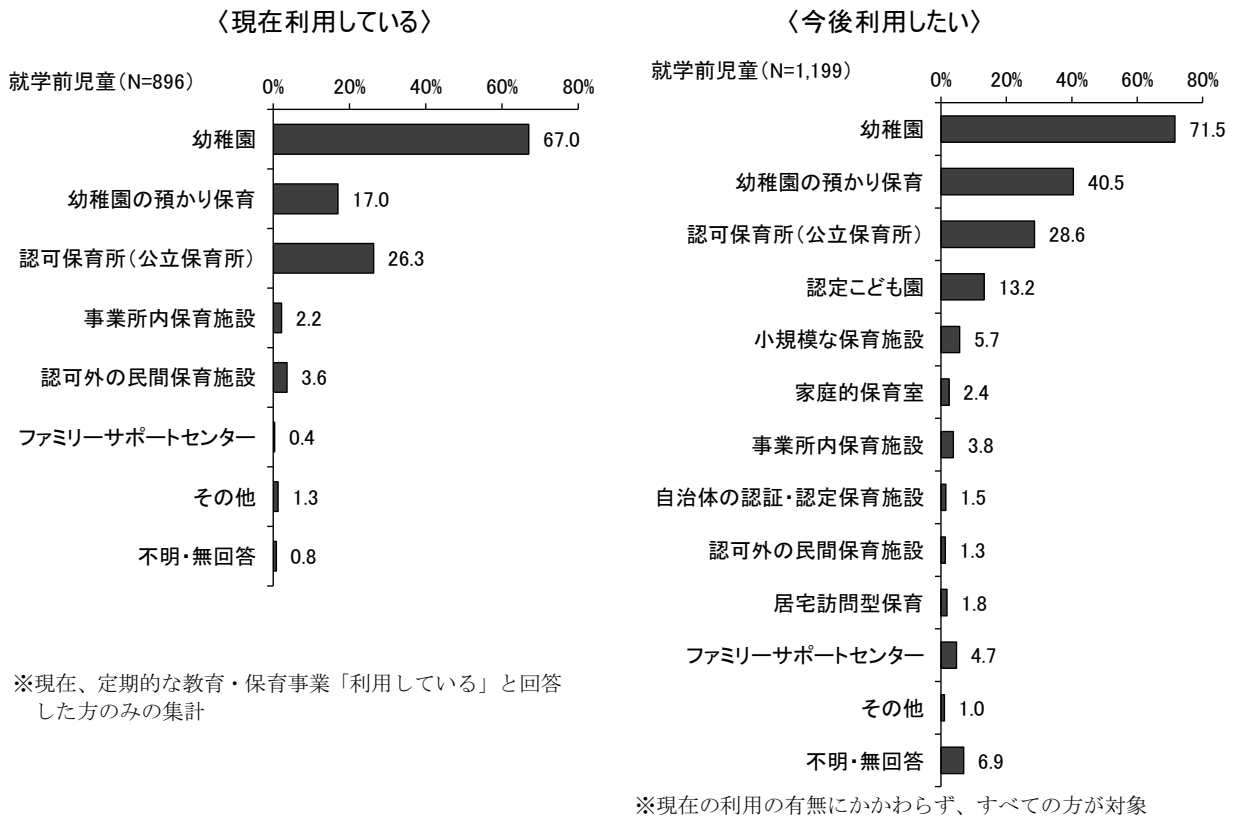
※育児休業を「取得していない」と回答した方だけの集計

●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望について

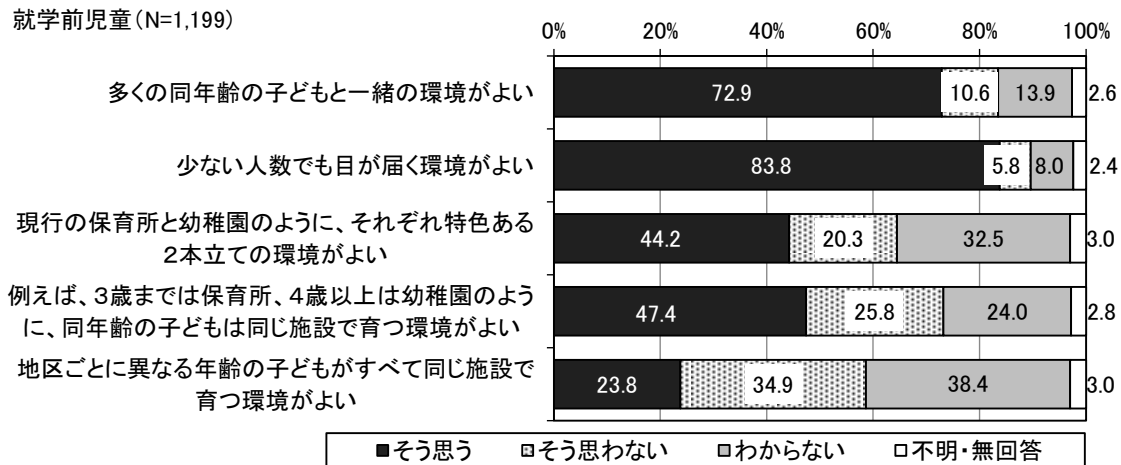
現在の利用より、今後の利用希望が高くなっている事業は、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所（公立保育所）、事業所内保育施設※、ファミリー・サポート・センターであり、幼稚園の預かり保育は特に高くなっている。

赤穂市で教育・保育環境を整備していくときに重要だと思うことについては、少ない人数でも目が届く環境がよいの割合が最も高く、次に多くの同年齢の子どもと一緒に環境がよいとなっている。

■平日の定期的な教育・保育事業〈複数回答〉



■赤穂市で教育・保育環境を整備していくときに重要だと思うこと



●小学校就学後の放課後の過ごし方について

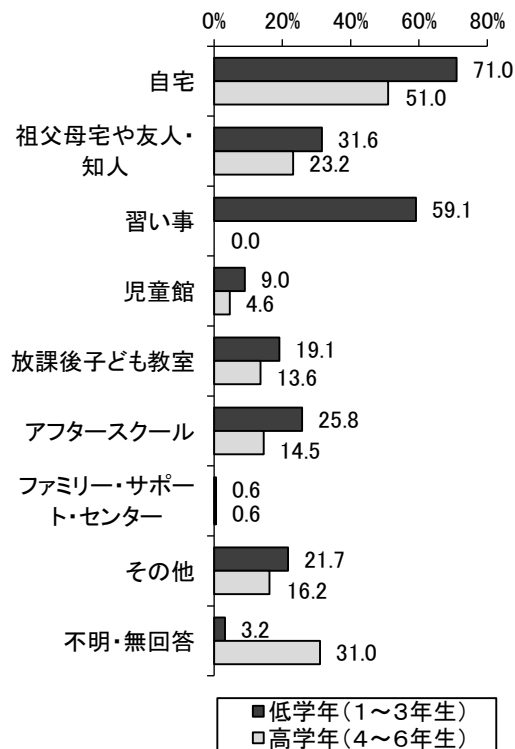
小学校就学後の過ごし方の希望として、就学前児童では低学年で自宅や習い事、高学年で自宅や祖父母宅や友人・知人が高く、小学生児童では自宅や習い事が高くなっている。

■小学校になったら、放課後過ごさせたいと思う場所

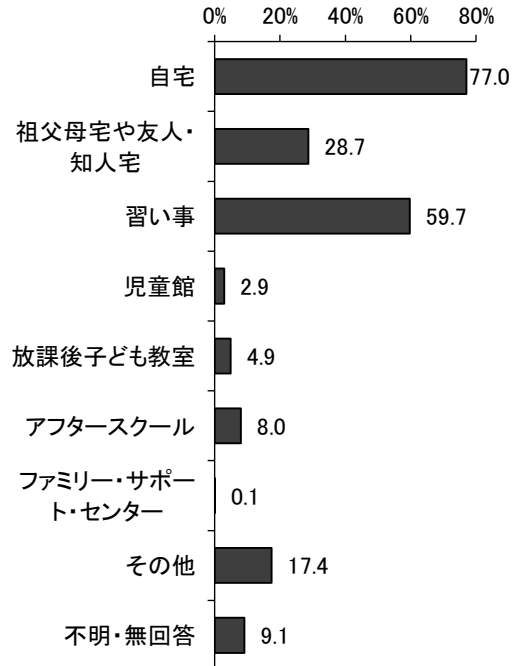
■放課後の過ごし方〈複数回答〉

〈複数回答〉

就学前児童(N=345)



小学生児童(N=456)



■低学年(1~3年生)

□高学年(4~6年生)

※平成25年4月1日現在で5歳の方が対象

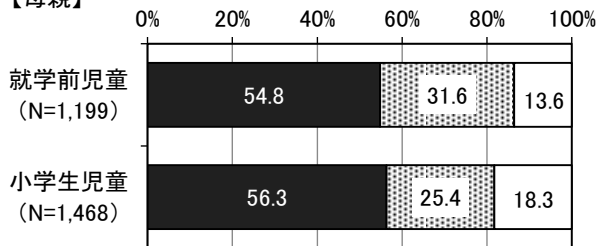
●子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自己実現のための時間が十分にとれているかについて

就学前児童、小学生児童ともに母親、父親もとれているの割合が高い。
 前回調査と比較すると、母親では就学前児童、小学生児童ともにとれているの割合が減少し、とれていないの割合が増加している。また、父親でも就学前児童、小学生児童ともにとれているの割合は今回調査の方が低くなっている。母親、父親ともに前回調査より子育てや介護、自己実現に十分な時間を確保できていない状況である。

■子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自己実現のための時間が十分にとれているかについて

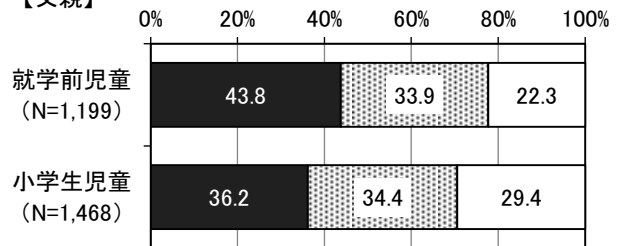
〈今回調査〉

【母親】



■とれている □とれていない □不明・無回答

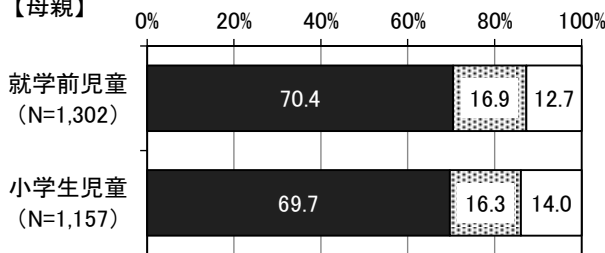
【父親】



■とれている □とれていない □不明・無回答

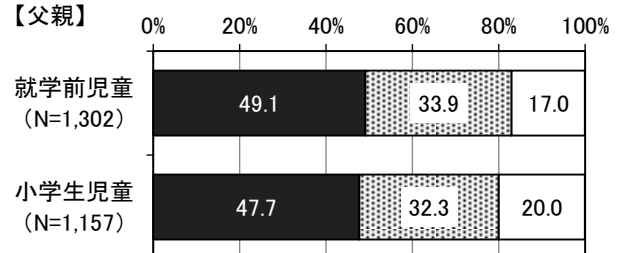
〈前回調査(平成21年)〉

【母親】



■とれている □とれていない □不明・無回答

【父親】



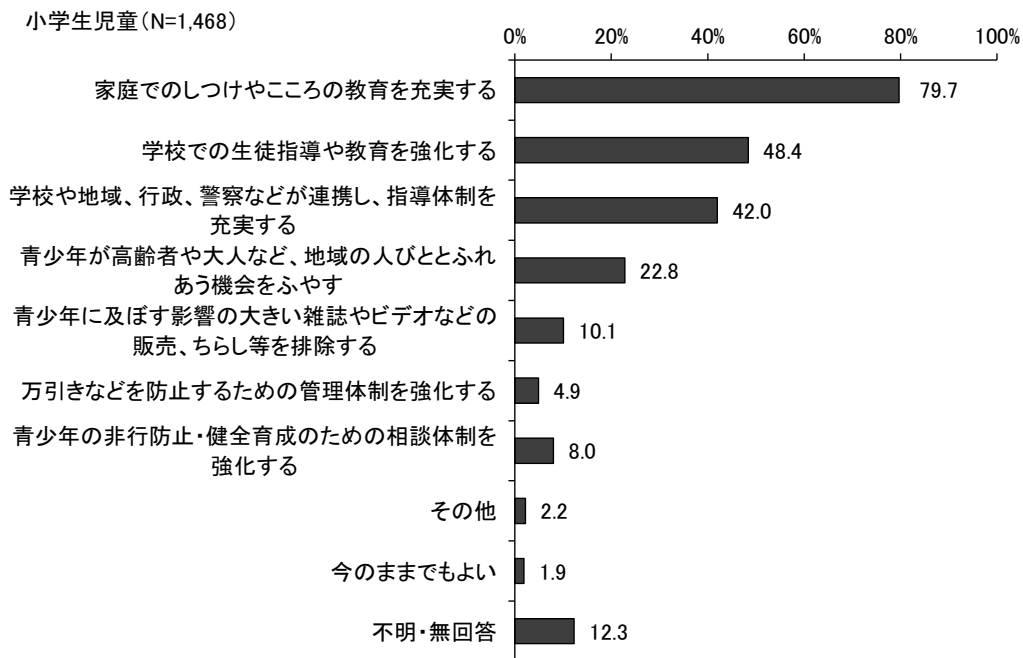
■とれている □とれていない □不明・無回答

●子どもの健全育成や安全を守るためについて

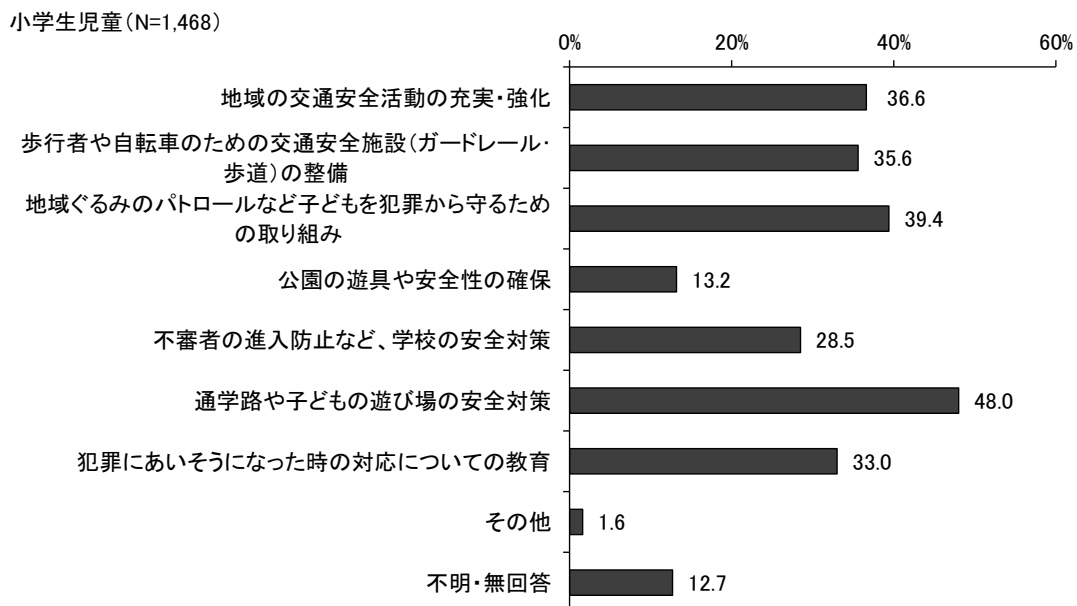
子どもの健全育成や非行防止のために、家庭でのしつけやこころの教育が特に力をいれるべきであると考える人が多く、そうした家庭教育とともに、学校や地域等の連携した指導体制の充実が求められている。

子どもの健全育成や非行防止のために、通学路や子どもの遊び場の安全対策を重要と考える人が多くなっている。

■子どもの健全育成や非行防止のために、力をいれるべきと思われること〈複数回答〉



■子どもの安全を守るために、特に重要と思われること〈複数回答〉



●赤穂市での行政の取り組みに対する満足度について

最も評価が高かったのは就学前児童では①豊かな心と健康なからだの育成推進、小学生児童では②学校園の指導環境の整備と充実であり、上位 3 位は同じ項目となっている。また、最も評価が低かったのは、就学前児童、小学生児童ともに⑮仕事と子育ての両立の推進となっている。

就学前児童、小学生児童の評価の状況を総合的にみると、保健や医療に関する項目の満足度が高くなっているが、子育てと仕事の両立に関する項目の満足度は低くなっている。

■行政の取り組みに対する満足度

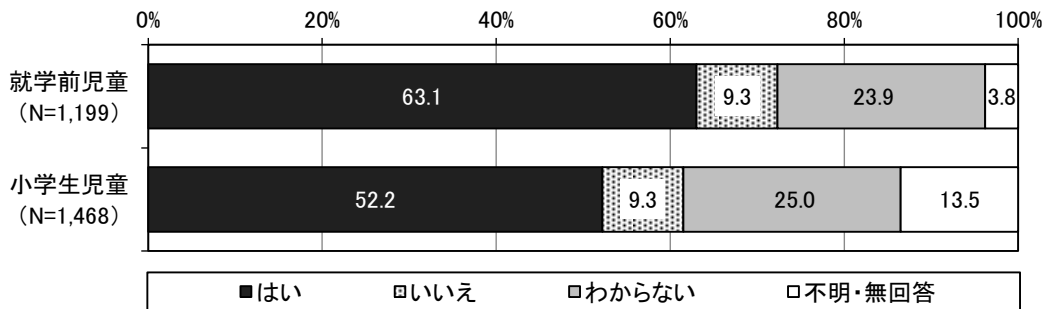
行政の取り組み (次世代後期計画の体系)	就学前調査		小学生調査		
	点数	順位	点数	順位	
子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます	①豊かな心と健康なからだの育成推進	0.25	1	0.12	2
	②学校園の指導環境の整備と充実	0.09	3	0.14	1
	③子どもの居場所づくりと交流活動の推進	0.05	5	-0.06	6
	④関係活動団体との連携による展開	0.05	4	0.00	5
	⑤青少年の健全な育成のための環境整備	-0.02	7	-0.10	9
次代の親づくりに取り組みます	⑥次代の親の育成	-0.30	16	-0.36	16
	⑦地域における子育て機運の醸成	-0.04	9	-0.08	8
子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します	⑧子どもや母親の健康の確保	0.03	6	0.04	4
	⑨思春期保健対策の充実	-0.13	11	-0.15	10
	⑩小児医療体制の整備	0.10	2	0.07	3
すべての家庭の子育てを応援します	⑪家庭や地域の子育て力の向上	-0.02	8	-0.07	7
	⑫子育て支援制度・サービスの充実	-0.07	10	-0.22	11
	⑬きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援	-0.22	13	-0.27	15
子育てと仕事の両立が図れるよう支援します	⑭保育サービスの充実	-0.24	15	-0.27	14
	⑮仕事と子育ての両立の推進	-0.52	17	-0.49	17
子どもと子育て家庭にやさしい環境をつくります	⑯子育てしやすい生活環境の整備	-0.21	12	-0.26	13
	⑰子どもを取り巻く安全の確保	-0.23	14	-0.22	12

●赤穂市は、子育てしやすい環境にあると思うかについて

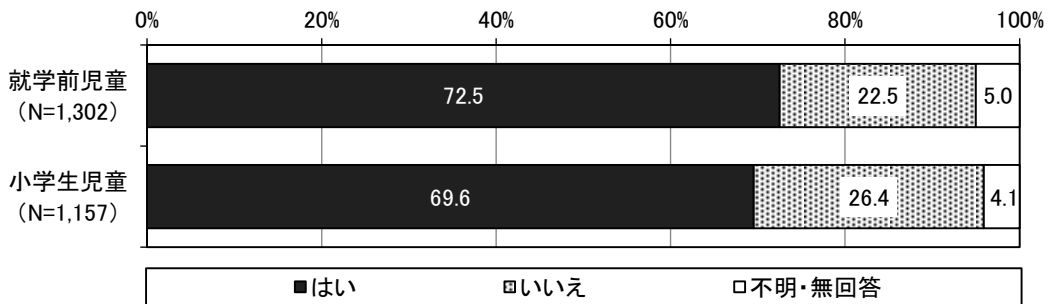
就学前児童、小学生児童ともに子育てしやすい環境にある割合が高い。
 前回調査と比較すると、今回調査では「わからない」という選択肢が増えているため、「はい」「いいえ」の割合に変化が生じており、就学前児童、小学生児童ともに「はい」「いいえ」の割合が今回調査のほうが低い。

■赤穂市は、子育てしやすい環境にあると思いますか

〈今回調査〉



〈前回調査(平成 21 年)〉



3. 子育て関係事業所・団体調査のまとめ

(1) 調査の概要

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、地域の現状と課題を抽出し、今後の方向性を整理していくため、市内の子育て関係団体に対する調査を行いました。

事業所や子育て学習センター、アフタースクール、放課後子ども教室、PTA、子育て応援隊、母親クラブ、計40団体から回答いただきました。

(2) 調査の主な結果

●赤穂市の子育てや子どもが育つ環境について、充実していること

○自然環境に恵まれている

(海、川、山といった自然が多い、自然が多く、人間形成の基礎を作る環境がそろっている)

○遊ぶことができる場所に恵まれている

(公園やスポーツできる施設が充実、スポーツやスイミング等の習い事が充実している)

○幼稚園や保育所といった就学前の保育体制が充実している

(各地区に幼稚園・保育所がある、幼稚園・保育所での延長保育や乳児保育事業等がある)

○児童館^{*}や子育て中の母親が利用できる施設やサークル等が充実している

(児童館の増加により、親子、子ども達の過ごす場が増えた、各地区に子育て学習センターや母親クラブ等の活動がある)

○経済的支援が充実している

(中学3年生までの医療費無料、未婚のひとり親への保育料減免等の子育て支援)

○乳幼児健診や妊産婦健診が充実している

(妊婦や産前・産後のケアの充実、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、健診未受診児への訪問)

○幼稚園から中学校までの完全給食制度

○地域で子どもを見守る環境が優れている

(地元の大人と子どもの関わる機会が多く地域からさまざまなことを学べる)

●市の子育て環境の状況や問題点・課題と感じていること

①子育て家庭への支援について

○サービスや制度に関する情報提供が不十分である

解決策として… 市からの情報提供の工夫、交流場所の紹介や提供、利用ニーズに応じた対応

○活動間の連携が少なく、参加・利用促進対策が不十分である

解決策として… 他の団体の行事等の把握と協賛の働きかけ、児童館や学習センター、ファミリー・サポート・センターと連携して情報の提供を行う、近所の子どもへの声かけや団体内での情報共有、横のつながりによる経費削減、行事の質の向上

○団体活動における人材不足や専門的な対応が必要な際の不安がある

解決策として… アフタースクール指導員間の連携を密にし、研修等による資質の向上を図る、子育て経験者の参画を促進する、子育て応援隊への看護師などのOBの活用

○共働きである・なしにかかわらず気軽に相談したり、預けたりできる場所が少ない

解決策として… 預かり保育や延長保育、アフタースクール等の定員を増加する、人気のあるサークル活動への支援を充実させ定員や回数を増加させる

②子どもの権利擁護の推進について

○いじめや虐待を受ける子どもが安心して相談できるシステムとPR

解決策として… 子ども同士または保護者との話しあいの場を設ける

○スクールカウンセラーの設置・専門家(法律・医学等)との連携

解決策として… 卒園児に対する相談プログラム等のケアの実施、学校のスクールカウンセラーの利用しやすい環境づくり

③仕事と子育ての両立支援について

○家庭での子育てに積極的な参加・支援の必要性

解決策として… 子育てを楽しめる機会の提供、幼児期の子育ての大切さやアイデアの啓発、各保育所・幼稚園から地域の子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施する担当者設置

○仕事と育児の両立

解決策として… 保育所定員や延長保育、長期休暇時のアフタースクールの充実
仕事と子育ての両立についての相談窓口を設け、アドバイザー等の講義等開催
地域の力の活用、地区集会等で「地域の子は地域で育てる」ことの啓発

④子どもが健やかに育つまちづくりについて

○登下校時の見守り・不審者対策

解決策として… 声かけ、パトロール隊の充実、暗い道には街灯を増やす、防犯マップの実施
子どもの名前を覚え、あいさつできる環境や信頼関係を築く
横のつながりの強化、情報の共有化と迅速化として、福祉との直接連絡

○虐待などへの対応

解決策として… 家庭や学校、地域、地区、警察などが協力し、虐待や犯罪の被害にあった子どもの保護、親も相談しやすい環境づくり、地域の人とのコミュニケーション

○メディア犯罪、インターネットの普及による有害な情報の対応

解決策として… スマートフォンの使用方法の危険性の指導、インターネットによる危険性の周知

4. 次世代後期計画の実施状況

次世代後期計画では、毎年度、施策ごとに目標に対する評価を行い、次年度への課題の整理を兼ねて、「推進状況報告書」として取りまとめるとともに、赤穂市次世代育成支援対策行動計画推進協議会（地域協議会）より提言をいただいております。

本計画において次世代後期計画の内容を引き継ぐため、この報告書から現状や成果、今後の課題を洗い出すことで新たな計画の推進に活用していきます。

(1) 子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます

取り組みおよび成果	
1	豊かな心と健康なからだの育成推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の精神や命の大切さなど、生きていく上で重要となる“心”を育てる学習を推進しています。 ○体験学習を通して地域の人との交流を推進するとともに、赤穂市独自の『義士と教育』により、子どもたちの史実に対する正しい理解の促進と、郷土愛の醸成へとつなげています。
2	学校園の指導環境の整備と充実
	<ul style="list-style-type: none"> ■特色ある学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域に開かれた学校づくりを推進するため、全小中学校においてオープンスクール、学校評議員制度、地域の方をゲストティーチャーに招いての授業、まちづくり協議会の協力によるあいさつ運動や地域巡回を実施しています。 ○基礎・基本の学力の定着、確かな学力の向上を図るために、研究校を指定し、実践を広めています。 ○子どもたち一人ひとりに応じた指導を充実するため、少人数授業の推進や学習指導方法の改善に努めています。 ■生徒指導の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・暴力追放市民大会を開催し、いじめ問題に対する対策や未然防止等について取り組んでいます。 ■幼稚園教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域社会と連携を強化し、幼児教育の理解と振興に努めています。 ○地域の子育てセンターとして子育て支援活動を推進するとともに、地域住民との交流の推進など、地域に開かれた幼稚園づくりを進めています。 ○全幼稚園において、評議員制度を実施し、地域の方の意見を反映した幼稚園経営に努めています。

3 子どもの居場所づくりと交流活動の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ■身近な遊び場の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ○公園の環境整備と遊具更新を実施し、児童遊園の安全性向上を図っています。 ○専門技術者による都市公園遊具の定期点検を行い、遊具の劣化度等の把握をしています。 ■児童館の整備拡充 <ul style="list-style-type: none"> ○加里屋児童館、塩屋児童館、坂越児童館に続いて、市内4館目となる赤穂東児童館を赤穂東中学校区に設置しました。 ○母親クラブの会員と共同して地域の子育て支援サービスの提供を行っています。 ○老朽化した施設の整備を行いました。 	
4 関係活動団体との連携による展開	
<ul style="list-style-type: none"> ■イベント情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○制度等の周知のために定期的にホームページの更新を行い、健康行事の紹介や子育てに関する情報等の発信を行っています。 ○PTA会員の子育て体験や「こどものつぶやき」を綴った冊子「みんなの声」を発行しました。 ○子ども会活動として、オセロ大会・将棋大会やスポーツ交流大会（ドッチボール大会）を行いました。 	
5 青少年の健全な育成のための環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> ■悪質な情報からの子どもの保護 <ul style="list-style-type: none"> ○PTA等に対して、子どもの安全安心等に関する情報提供を、チラシ等で啓発しました。 	

(2) 次代の親づくりに取り組みます

取り組みおよび成果	
1 次代の親の育成	
<ul style="list-style-type: none"> ■青少年に対する健康教育・保健指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○「早寝 早起き 朝ごはん」運動を推進し、各中学校区の保育所、幼稚園および小中学校が同一歩調で、基本的な生活習慣の定着に取り組んでいます。 ■乳幼児ふれあい体験事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○保育所における乳幼児とのふれあい体験として、中学生のトライやるウィークと高校生家庭科総合的学習の実習の受け入れを行い、生徒たちは子どもや保育士、保護者とかかわる中で、子どもを育てることの喜びや苦勞を知り、命の大切さや思いやりの心を学んでいます。 	
2 地域における子育て気運の醸成	
<ul style="list-style-type: none"> ■地域における子育て支援組織づくり <ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会を開催し、情報交換や事例検討を行い、要保護児童等に対応する体制強化を図り、啓発冊子「子育て応援の手引き ぴよぴよ」の発行の事業を行っています。 ○兵庫県および関係機関と協力し「赤穂市児童虐待防止マニュアル」の見直しを行いました。 ○子どもの虐待の発生予防、地域ネットワークの構築等の意識の高揚を図るため、年間を通して市内路線バス（4系統）に車外公告を行い、広く市民へ啓発しました。 ○PTAなど各小学校区において、日々の生活の中で地域の子どもを見守る運動を展開しました。 	

(3) 子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します

取り組みおよび成果	
1	子どもや母親の健康の確保
	<ul style="list-style-type: none">■妊産婦健康診査の推進<ul style="list-style-type: none">○赤ちゃん相談など、妊婦を対象に生活指導や栄養指導を行い、安全な分娩と健康な子どもの出生のための不安解消に努めました。○妊婦健康診査費助成事業として5千円を上限として11回、1万円を上限として3回 計14回分助成しました。○産婦健康診査助成事業として、1,500円を上限として2回分助成しました。○マタニティマークキーホルダーを母子健康手帳交付時に配布し、マタニティマーク普及啓発用ポケットティッシュを成人式で配布するなど普及啓発に努めました。■妊産婦・新生児訪問指導の充実<ul style="list-style-type: none">○新生児の訪問等を継続的に行っています。○産後うつ病の疑いのある産婦に対しては、訪問等で継続的な支援を行っています。■乳幼児健康診査の充実<ul style="list-style-type: none">○各種健康診査の内容を充実するとともに、保健師・子育て応援隊の訪問により未受診者の状況把握と受診勧奨に努めました。○乳児健康診査費助成事業として3,500円を上限として2回分助成しました。■予防接種の実施<ul style="list-style-type: none">○広報や市のホームページ、こんにちは赤ちゃん訪問等において予防接種の周知に努めました。○女性のヒトパピロウイルス感染を原因とする子宮頸がんによる死亡と乳幼児の肺炎球菌感染による小児の細菌性髄膜炎の重症化や死亡を予防するため、任意の予防接種の費用の助成を行い、健康の保持増進を図りました。■未熟児養育医療費の助成<ul style="list-style-type: none">○赤穂市未熟児養育医療実施要綱に基づき、医療を必要とすると認められた未熟児に対して、入院医療費のうち、自己負担額および入院時食事療養費の自己負担額について助成しています。■乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実<ul style="list-style-type: none">○母子保健に関する学習機会の充実のために、赤ちゃん相談、子育て応援隊さろん、ママの集い、乳幼児健診、すくすくトレーニングなどを実施しました。○広報、市のホームページ等を利用し子どもの健康管理や成長発達について、情報を提供しました。■乳幼児の食育※の推進<ul style="list-style-type: none">○乳幼児期の母親を対象に赤穂市食生活改善グループ「いずみ会」と連携し、調理技術の向上や食事バランスガイドを用いた正しい食生活の普及に努めました。○保護者の食に対する不安や悩みの解消を図るため、乳幼児健診、子育て応援隊さろん、赤ちゃん相談時に食生活相談を個別に取り組みました。■子育て応援隊活動の推進<ul style="list-style-type: none">○子育て応援隊は、地域における母性と乳幼児の健康に関する問題把握と健やかな子育て支援を図るために、市内9地区に9名の相談員を設置して活動しています。■不妊治療費の助成<ul style="list-style-type: none">○体外受精および顕微授精を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、兵庫県の特定不妊治療費の助成を受けた者に対し、助成額を控除した治療費1回あたり10万円、通算10回を超えない範囲を上限に助成しました。

2 思春期保健対策の充実	
<p>■食育の推進</p> <p>○いずみ会と連携して、親子または子どもを対象に、「親子の食育教室」「子どもの食育教室」を実施し、正しい食習慣の定着に努めました。</p> <p>○親子のコミュニケーションを通して食育の知識を深めるため、幼稚園において、食育手作りぬりえ絵本を配布しました。</p> <p>○赤穂市健康増進計画にそって、あこう食育フェアの開催、食育キャラバン隊の実施を通じて、市民に広く食育について啓発・普及を図りました。</p>	
3 小児医療体制の整備	
<p>■小児医療の充実</p> <p>○市内および近隣診療所からの患者の紹介、専門病院への患者紹介等、地域医療機関との連携を強化しています。</p> <p>■小児救急医療体制の整備</p> <p>○夜間・休日の診療における小児科医のオンコール体制の実施により、救急診療体制の充実を図っています。</p> <p>○地域医療機関との連携会議を開催し、病院・診療所の連携強化を図り、医療体制の確保に努めています。</p> <p>○西播磨圏域小児科救急対応病院群輪番制に参加し、夜間・休日等の小児科に係る第2次救急医療体制を実施し、小児救急医療に対応しています。</p> <p>○救急救命士の研修受入れにより、救急医療体制の拡大を図っています。</p> <p>○広報あこうや、市のホームページなどを利用して、小児救急医療相談（#8000）等に関する情報の提供を行っています。</p>	

(4) すべての家庭の子育てを応援します

取り組みおよび成果	
1 家庭や地域の子育て力の向上	
<p>■子育てや家庭教育に関する情報提供の充実</p> <p>○保健センターや、広報紙、パンフレット、市のホームページなどを利用して子育てや家庭教育に関する情報を提供し、子育て応援の手引きとして子育てサポートブック「ぴよぴよ」を作成し子育て関係機関に配布しています。</p> <p>○母子健康手帳では英語、ハングル語、中国語など8カ国の手帳を準備し発行しています。</p> <p>○子育て携帯情報システム「すまいるキッズ」をスマートフォン対応に更新し、子育て支援に関する情報メール配信を行っています。</p> <p>■子育てや家庭教育に関する学習機会の充実</p> <p>○保育所では、2歳以上の児童と母親のふれあいを通じて児童の健全育成を推進する「キンダースクール」を開催し、地域における子育て家庭を支援しています。</p> <p>○保健センターでは、0歳から3歳の子どもの持つ親を対象に育児不安や悩みを解消するための講話、個別相談、グループワークによる仲間づくり「ママの集い」を実施し、子育て支援を進めました。</p>	

<p>■各種子育て相談の充実</p> <p>○行政窓口相談のほか、保育所、幼稚園、子育て学習センター、児童館等の関係機関において、電話や窓口等による子育て相談体制の充実を図っています。</p> <p>○姫路こども家庭センター、主任児童委員と連携を図り、個別ケースワークによる家庭児童相談員の研修に努めています。</p> <p>■親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実</p> <p>○全保育所で日を設定し園庭開放して、地域での親子のふれあい事業を支援しています。</p> <p>○保育所では、2歳以上の児童と母親を対象に、母親相互のふれあいを通じて家庭児童の健全育成を推進する「キンダースクール」を開催しています。</p> <p>■保護者による自主的な活動の育成と支援</p> <p>○母親クラブの活動内容は地域ごとの特性を取り入れて、各クラブが自主的に児童館や公民館で活発に実施しています。</p> <p>○月1回の子育て相談日を設け、子育てに悩む親に対しての指導助言を行っています。</p> <p>○子育てサポート講座を開設し、地域の子育てリーダーの養成に努めています。</p>
<p>2 子育て支援制度・サービスの充実</p>
<p>■一時保育の充実</p> <p>○御崎、坂越、有年の3保育所において実施しています。</p> <p>○ファミリー・サポート・センターや民間保育施設の利用を紹介しています。</p> <p>■ファミリー・サポート・センター事業の推進</p> <p>○広報や市のホームページで情報の提供を行っています。</p> <p>■行催事の開催時の託児サービスの実施</p> <p>○女性のがん検診受診時に利用できるよう、乳幼児預かり事業を実施しました。</p> <p>■ブックスタート事業の実施</p> <p>○ブックスタート※の意義を周知するため、保健センターと協力して実施しています。</p> <p>○配布後の支援として、1歳と2歳児の親子を対象にした「いないいないばあの会」を開催しています。</p> <p>■児童手当の支給</p> <p>○中学校修了までの子どもを養育する保護者に「児童手当」を支給しています。</p> <p>■乳幼児等医療費の助成・母子家庭等医療費の助成・重度障害児(者)医療費の助成</p> <p>○乳幼児、母子家庭、障がい児(者)等の福祉の増進を図ることを目的とした赤穂市福祉医療費助成条例に基づき、医療費の一部を助成しています。</p> <p>○乳幼児等・重度障害児(者)医療費について、県の制度改正に伴い、対象から外れる人は、引き続き市単独事業により助成しています。</p> <p>■出産費の助成</p> <p>○次代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりとして、市民の出産に際し費用の一部を助成し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>■幼児2人同乗用自転車の購入助成</p> <p>○幼児2人同乗用自転車が条件付で許可されたことを受けて、子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、子どもならびに保護者の安全を図ることを目的に幼児2人同乗用自転車の購入を助成しています。</p>

■保育料の負担軽減

○多子世帯に対し、第3子以降の保育料の一部を補助し、子育てにかかる経済的負担感の軽減を図っています。

○保育所保育料、幼稚園保育料等および幼稚園預かり保育料の減免額の算定は、税制改正による扶養控除の見直しの影響を可能な限り生じさせないように、従前どおり年少扶養控除および特定扶養控除の上乗せ部分があったものとして所得税額等を計算しました。

■就学・就園援助の実施

○制度の周知に努め、各幼稚園の保護者の申請に基づいて就園奨励を行いました。

○各小・中学校の就学援助が必要な家庭の生活状況の把握に努め、援助制度を適正に推進しています。

○幼稚園保育料等減免について、同一世帯から2人以上の児童が幼稚園を利用している場合、2人目以降の保育料を減免することとし、子育てにかかる経済的負担の軽減を図りました。

■幼稚園預かり保育の実施

○平成25年度からは市内全園において、全園児を対象に実施しています。

○預かり時間は、早朝午前7時30分～8時15分、通常の保育時間終了時から午後6時まで。また、春季・夏季・冬季などの長期休業日も実施しています。

○実施体制を確立するため、預かり保育担当臨時教諭を配置しています。

3 きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援

■発達障がいのある子どもに関する相談支援

○母子保健事業や各種子育て相談、スクールカウンセラー事業等による教育相談を行っています。

○**自閉症スペクトラムの傾向を持つ**児童生徒の自立や社会参加に向けて、赤穂精華園と連携し、障がいのある児童生徒および保護者への教育相談を実施し、適切な支援を推進しています。

■特別支援教育の充実

○**自閉症スペクトラムの傾向を持つ**児童生徒等にも落ち着きが見られ、学級担任や特別支援教育指導補助員による一人ひとりの児童生徒に対応したきめ細かな指導を推進しています。

○該当の児童生徒だけでなく、同じクラスに在籍する児童生徒が落ち着いて学習に取り組める学習環境の確保を図っています。

○幼稚園における特別支援教育については、就園前保育での早期発見に努め、関係機関と連携し、個々の心身の発達に応じたきめ細やかな指導の**下**、教育内容の充実に努めています。

■児童虐待[※]の早期発見・相談支援体制の確立

○乳幼児健診時に育児についての質問事項を記入してもらい、虐待の防止に努めました。また、乳幼児健診未受診者へは、家庭訪問を通じて虐待の防止、早期発見に努めました。

○虐待の相談や虐待疑いの情報を把握した際は、民生委員・児童委員[※]、子育て応援隊、こども家庭センターと連携し、情報の共有化を図って適宜対応しています。

○オレンジリボンをラッピングした庁用車を整備し、児童虐待防止啓発の強化を図りました。

■ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実

○**母子・父子自立支援員[※]**は、常勤による相談体制で取り組んでいます。

○ひとり親家庭の交流事業として、バス旅行やスキー教室などを実施し婦人共励会事業のPRを促進しました。

■子育てや生活に関する支援の充実

○父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けることを目的に児童扶養手当を支給しています。

■障がいの早期発見・早期療育

○早期発見体制について、保健センターの健診時での発見、保育所、幼稚園入所時あるいは入所後の保育生活の中での発見、こども家庭センター等の関係機関、子育て応援隊、健康相談員、**民生委員・児童委員**等からの情報提供による発見、個別の相談等早期発見システムは概ね確立されました。

○赤穂市児童発達支援事業「あしたば園」の利用対象を、特別支援教育との連携により、原則就学前児童とすることにより早期療育に重点を置いています。児童発達支援センター「たんぼぼ」による地域療育体制の充実・強化に努めています。

■障がい児(者)福祉サービスの充実

○障害児通所支援、障がい福祉サービスにより、日中活動やホームヘルパーの派遣、短期入所のサービス等を提供しています。

○補装具給付等事業により、ストマ用装具の給付など、身体に障がいのある子どもの支援を行っています。

○移動支援事業により、屋外での移動が困難な子どもに対し、外出のための支援を行っています。

○日中一時支援事業により、保護者の就労支援やレスパイト支援[※]を行っています。

■障がい児の社会参加の促進

○児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等、障害児通所支援を行っています。

■相談体制の充実

○障がいに対する相談体制として、専門職員による相談窓口を開設しています。

■就園指導の実施

○随時教育相談を実施しています。

■障がい児保育の推進

○障がい児保育については、全保育所で一人ひとりの障がいの種類・程度に応じて家庭や専門機関等との連携を密にしながら実施しています。

○障がいのある子どもに対し、保育所、幼稚園の障がい担当者、あしたば園の指導者、医師、保健師、心理判定員などにより情報交換やケース検討を実施し、適切な教育（療育）の充実に努めています。

■発達障がいのある子どもに関する相談支援

○発達障がいのある子どもに対して、姫路こども家庭センター、赤穂健康福祉事務所（保健所）等と連携を密にして適切な療育につなげました。

○保育所（無認可含）において発達障害巡回相談を実施しました。

○「バンビくらぶ」は精神発達面で経過観察が必要とされた幼児のフォロー教室として自由遊び、グループワーク、心理発達相談など実施し療育につなげています。

○家庭児童相談員や主任児童委員により、個別ケース相談を随時実施し支援活動を推進しています。

■配偶者等からの暴力(DV)の相談支援体制の確立

○女性問題相談員・**母子・父子自立支援員**による相談体制で組織の横断的な対応により取り組んでいます。

○平成 25 年度に策定した第 2 次赤穂市男女共同参画プランの中にDV防止のための意識啓発、相談体制の強化、被害者の安全確保と自立支援への取り組み、DV対策推進体制の充実など、配偶者等からの暴力の根絶をめざす施策を定め、これを市町村基本計画として位置^づけました。

(5) 子育てと仕事の両立が図れるよう支援します

取り組みおよび成果	
1	保育サービスの充実
	<p>■通常保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者が就労していても、4、5歳児になれば幼稚園という選択肢を増やすため、幼稚園預かり保育を大幅に拡充しました。 ○全保育所で乳児保育を実施しています。 <p>■延長保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○延長保育事業は、全保育所で実施しています。 ○公立の保育所で対応できない時間外保育については、民間の認可外保育施設やファミリー・サポート・センター事業の紹介により対応を図っています。 <p>■土曜日午後保育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土曜日の午後に保護者の勤務等により保育に欠けている者を対象に、平成19年度から赤穂保育所において、毎週土曜日の午後7時まで保育を実施しています。 <p>■放課後児童健全育成事業(アフタースクール)の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業実施にあたり、学校との連携を図り、連絡を密に取り合っています。 ○御崎幼稚園で実施していた御崎アフタースクールを御崎小学校に移転整備しました。 <p>■放課後子ども教室推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「放課後子ども教室」を開設し、放課後の時間を、多くの仲間と一緒に宿題をしたり、遊んだりし、社会性を養う機会が得られるよう努めています。 ○コーディネーター[※]を中心に、指導員自らが企画・実施する事業を展開し、地域の教育力向上につなげています。 <p>■保育所保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育ニーズについては、保護者のライフスタイルの変化により多様化しており、改定保育指針に基づき関係書類の整備や保育所運営について協議を行いました。 ○専門技術者による遊具の安全点検を行い、老朽化した遊具の計画的な整備を行っています。 ○多様化する保育ニーズに対応するため、各種研修を通じて保育士の資質および指導力の向上を図っています。 ○地産地消、食育推進事業等さまざまな機会を通じて「食」に対する取り組みを行っています。 ○視力および聴力検査器の整備に加え、施設の改修を行い、保育環境の整備を行っています。
2	仕事と子育ての両立の推進
	<p>■子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○赤穂市女性交流センターの整備を図り、女性問題相談を実施しています。 ○出産や育児後の再就職等、女性のチャレンジ支援のための情報提供を行っています。 ○相談窓口用の「ひょうご女性チャレンジねっと窓口担当マニュアル」の内容を更新し、相談者への最新情報提供への体制整備に努めています。 ○計画推進にあ[※]たったの意見、要望、提案などを把握するため、子育て関係団体や子育て実践グループの代表者、学校園の代表者で構成する「赤穂市次世代育成支援対策行動計画推進協議会」を設置し、協議、検討しました。

<p>○赤穂こどもプランの進捗状況について、広報紙やホームページを活用して、広く市民に周知しました。</p> <p>○ワークライフバランスセミナーを実施し、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会に向けて、タイムマネジメント※、実践のマネジメントについて考えてもらう機会を提供しています。</p> <p>■男女共同による子育ての推進</p> <p>○赤穂市男女共同参画市民講座を開催し、赤穂市男女共同参画情報誌「すてっぴ巴」により、市民に男女共同参画社会づくりの活動や情報を発信しています。</p> <p>○女性に対する暴力をなくす運動講演会を開催し、参加者のDV対策についての意識の高揚を図っています。</p> <p>○保育所では運動会など父親と子どもが一緒に参加できる行事を実施しています。</p> <p>○保育所では、中学生と乳幼児とのふれあい体験として、トライやるウィークの受け入れを行っています。</p> <p>○「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識を改め、父親の子育て参加を促進するための啓発活動に努めています。</p> <p>○男性の家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、男性が参加しやすい各種講座の開催を進めています。</p> <p>○小・中学生の乳幼児とのふれあい体験を通じて、子育てに対する意識を醸成し、健全な母性・父性を養う機会を充実しています。</p>
--

(6) 子どもと子育て家庭にやさしい環境をつくります

取り組みおよび成果	
1 子育てしやすい生活環境の整備	
<p>■福祉のまちづくり推進</p> <p>○福祉のまちづくり推進事業として、市道千鳥線舗装改良、赤穂城跡二之丸庭園園路舗装などを実施し、暮らしやすいまちづくりを進めました。</p>	
<p>■子ども連れの利用に配慮した施設整備</p> <p>○公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、特におむつ換えや授乳できる場所の確保を図るため「子育てバリアフリー化事業」に取り組んでいます。</p>	
<p>■防犯灯設置の促進</p> <p>○子どもたちの安全確保や生活環境の向上を図るため、公共灯、自治会管理灯の防犯灯（LED灯）を設置しています。</p>	

2 子どもを取り巻く安全の確保

■交通安全対策の推進

- 交通安全運動実施期間中において、警察、交通安全協会、市が連携し、交通安全教室の開催、街頭啓発活動に努めています。
- 地域の交通指導員、PTA等により通学路の立番を継続して実施しています。
- 交通安全総点検を実施し、地域の中の危険箇所の解消に努めています。

■防犯活動の推進

- まちづくり防犯グループ、防犯協会、警察および市民等と連携し防犯活動を展開しています。
- まちづくり防犯グループへの活動支援として、小・中学生を対象に防犯標語を募集し、優秀作品を記載したのぼり旗を各地区に配付して、公園、通学路に設置しています。
- 「赤穂みまわり隊」の青色回転灯装着車両によるパトロールを強化し、児童・生徒の安全確保に努めています。また、夏休みの時期や年末には夜間のパトロールも実施しています。

■学校における防犯対策の充実

- 全学校において、緊急対応マニュアルを作成し、毎年見直しを行っています。
- 各学校において、防犯訓練、避難訓練等を実施しています。また、地元警察署等関係機関と連携して、不審者に対する防犯教室を実施しています。
- 小学校新1年生に「防犯ブザー」を贈与し、常に携帯し活用するよう指導しています。
- 保護者および地域住民へ不審者への対応について、啓発チラシを配布し、地域による「子どもの安全確保」への意識を高めています。
- 校区内の「こども110当番の家・店」を再点検し、子どもと保護者への周知を図っています。
- 通学路を点検し、危険箇所などについて確認するとともに、PTAや地域との協働による「地域安全マップ」を作成しています。

■子どもを見守るサポーター制度の等の創設

- 各PTAが地域の自治会等と連携をとり、地域の子どもの見守り、子どもの安全を確保する活動を展開しています。

■防犯情報ネットワークの実施

- 不審者情報等については、教育委員会と連携を密にして保育所、児童館、アフタースクールなどに電話、FAXにより速やかに情報伝達し、防犯活動などの対応に努めています。
- 保育所の不審者等の対応策については、送迎は保護者によることはもとより、特に迎えの場合が保護者以外の時は、事前の届出の徹底を図っています。また、全保育所に設置している県警ホットラインの更新を行い、保育士全員が対応できるよう取り組んでいます。
- 全保育所で毎月1回必ず避難訓練を実施し、各保育士の役割、避難経路、避難場所の確認などを行い、非常時に備えています。
- 保育所連絡メールシステムを整備し、不審者情報について迅速に情報伝達するほか、家族等の送迎者に対して、口頭伝達や掲示板等で注意喚起を図っています。
- 防犯対策や安全・安心対策について、保育士もプロジェクトメンバーとなり「安全安心対応マニュアル」を作成しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは、未来を担うかけがえのない宝であり、これからの赤穂市の発展を考える上で欠かせない貴重な人材です。

子育て支援への取り組みは、家族や地域の絆を深め、住みよさの向上、市に愛着ある子ども・若者の育成、さらには定住人口の増加に影響を与え、最終的には、総合計画に掲げられている都市像である“人が輝き 自然と歴史・文化が薫る やさしいまち”にもつながる重要な政策となっています。

子ども・子育て支援法の基本理念において、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を**持つ**という基本認識の**下**に、家庭、学校、地域、職域その他の地域社会のあらゆる分野の人々がそれぞれの役割を果たすこと、すべての子どもが健やかに成長するために良質、適切なもので、地域の実情に応じて総合的に提供されることとされています。

次世代後期計画の基本理念の考え方は、子ども・子育て支援法の基本理念も踏まえられており、子どもの視点を基本としながら、子ども、家庭、地域がともに「育つ」ことの重要性が含まれ、子ども・子育て支援の意義も踏まえていることから、本計画においても、「こども・家庭・地域を育む 子育て応援都市・あこう」を基本理念として継承します。

【基本理念】

こども・家庭・地域を育む
子育て応援都市・あこう

2. 基本的視点

基本理念の下に、「子ども」「家庭」「地域」それぞれの視点で施策を推進します。

子どもの視点

のびのびと健やかな子どもを育みます。

子ども自身が幸せであり、どんな家庭環境や障がいにも左右されず、生命と人権を尊重され、健やかに育つことのできるまちをめざします。

家庭の視点

安心して家庭を持ち子育てできる
環境づくりをめざします。

家庭における子育てを基本としながら、保護者が不安や負担を感じることなく、安心して子どもを生み、自己を肯定し子どもと向き合いながら育てることのできるまちをめざします。

地域の視点

地域全体で子育て支援に取り組みます。

地域に住む一人ひとりが子育てを支えています。子どもの成長における乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を推進するなど、学校、行政、各種事業所など、みんなで子どもの成長を見守り、応援していくまちをめざします。

3. 基本目標

基本目標1 子育てと仕事の両立が図られるよう支援します

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、親の就労や経済状況、子どもの発達の違いなどにかかわらず、それぞれに適した就学前教育・保育が提供できるよう、量の拡充とともに、幼稚園、保育所、小学校の連携強化、認定こども園への移行検討や施設の改善など質的向上を図ります。

また、地域社会が持続的に発展していくためには、男女が家庭や地域、職場において男女共同参画[※]の視点を反映させ、取り組みを進めていくことが一層重要となっています。働きながら子育てをする家庭を支援するため、親の働き方の見直しや子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

基本目標2 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の地域社会のあらゆる分野の人々が、保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要です。

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、地域一体となった事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

基本目標3 すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障がいがある子どもを養育している家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要です。

地域における子育てに関するさまざまな支援の充実を図るとともに、相談・情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一体となった子育て支援体制づくりを進めます。

また、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための学習機会の提供や相談体制の充実などに取り組みます。

基本目標 4 **子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます**

子どもの成長には、愛情があふれるあたたかい家庭とともに、さまざまなことを学ぶことができる地域の環境が重要です。また、親や家族、地域も子どもの成長に喜びを感じ、子どもとともに成長することが重要です。

未来の赤穂市を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生き育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図ります。

4. 赤穂市における重点的な取り組み

本計画ではニーズ調査結果や事業の進捗、新制度への対応からみえてきた現状のさまざまな課題を解決するために、計画期間における重点的な取り組みを定め、施策を展開していきます。

重点取り組み 1 多様な保育ニーズへの対応と情報提供の促進

調査から明らかになった保護者の保育サービスへのニーズは、現在の量を上回るものが多く、市内に提供体制がない事業についても、多くのニーズが算出されました。

これまでもニーズが高かった病児・病後児保育事業の実施や公立幼稚園での3歳児の受け入れに向けて検討を進めるとともに、アフタースクールの対象年齢拡充や子育て学習センターにおいて地域子育て支援拠点事業を実施し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

検討にあたっては、各事業の運営基準に基づき、子どもが安全に利用できるよう、サービス提供事業者や学校園所、病院等の関係機関と協議を進める必要があります。

なお、子育て関係事業所・団体調査においては、サービスや制度に関する情報提供が不十分であることが明らかとなりました。これら新たに開始されるサービスを含め、利用者の利便性を向上させるため、保育サービス提供事業者や保育サービス利用者である保護者と連携を図り、サービスを的確に利用できるよう、市役所窓口を拠点とし、サービスの総合的なコーディネートやワンストップサービス※の提供を行います。また、情報提供の方法として、市役所窓口に集約した情報を、ホームページや掲示板機能を活用し、新たな方法での一元的な情報提供に努めるとともに、従来の紙媒体のパンフレットやリーフレットの発行、および制度改正等に伴う最新の情報提供に努めていきます。

【重点施策】

- 教育・保育の提供体制の充実
- 病児・病後児保育の実施
- 放課後児童健全育成事業(アフタースクール)の充実
- 幼稚園教育の充実
- 子育て学習センターの充実
- 子育てに関する情報提供機能の強化

重点取り組み 2 安心して子育てができる地域づくり

近年、都市化、核家族化等を含む地域・生活環境、社会環境の変化、および雇用環境の変化等、安心して子育てしにくい状況があります。子育て不安の緩和や負担感の軽減を図るとともに、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。

また、共働き家庭の増加が予想されますが、子どもと接したり自己実現のための時間を取れていない人が増加しているため、保育サービスを提供するだけでなく、時間がない中でもしっかりと子どもと関わることを提供することが不可欠です。

ニーズ調査では、さまざまなサービスで利用意向が高くなっていることが明らかとなりました。保護者が安心して子どもを預けられることも重要ですが、保護者が積極的に子どもとの時間を**持ち**、子育てを通じて自ら成長したり社会とのかかわりを持つ“親育ち”も重要です。

そのような機会を子育て家庭に提供していくためには、身近な地域において子育て支援に関わる支援者、保護者を含む団体、関係機関はもちろん、企業を含む地域社会全体が一体となった連携体制を充実強化させ、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくことが必要です。

また、保護者自身が地域社会に参加していく意識を醸成するとともに、すべての子どもと子育て家庭が、地域で、のびのびと安心して、健やかに暮らせるような地域づくりをめざします。

【重点施策】

- 親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実
- 子育て支援の人材育成の促進
- 地域・学校園所・大学の連携の促進

重点取り組み 3 社会的援助を必要とする子ども・家庭に対する 取り組みの推進

一人ひとりの人権が守られ、すべての子どもにとって最善の利益が実現される社会を構築するためには、児童虐待、障がい児、ひとり親家庭等、社会的援助を必要とする子どもとその家庭に対して、関係機関が連携して、ライフステージ※に応じた切れ目ない専門的な支援を強化することが必要です。

一方、すべての子どもと家族が地域で安心して暮らしていくためには、社会的援助の有無に分断された取り組みではなく、身近な地域の場において支えあう体制と、一人ひとりの違いを認め合う意識の醸成が欠かせません。そのため、身近な支援者に対して専門的なサポートを行い、身近な場で、いつでも、誰でも、気兼ねなく相談できる体制づくりをめざします。

また、社会的援助が必要となるケースを早期発見・早期対応できるよう、さらに専門的な支援が必要となった場合は迅速に対応できるよう、地域社会全体が連携した取り組みを推進します。

【重点施策】

- 養育支援訪問事業の推進
- 障がいのある子どもの早期発見・早期支援
- 虐待の予防と早期発見への取り組みの強化
- 心の問題に配慮した相談体制の充実

5. 施策体系

基本目標 1 子育てと仕事の両立が図られるよう支援します

施策の方向 1 保育サービスの充実

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| No.1 教育・保育の提供体制の充実 | No.7 放課後児童健全育成事業(アフタースクール)の充実 |
| No.2 延長保育の充実 | No.8 放課後子ども教室推進事業 |
| No.3 土曜日午後保育の実施 | No.9 公立保育所の運営方針のあり方等の検討 |
| No.4 一時預かり事業の充実 | No.10 幼稚園教育の充実 |
| No.5 病児・病後児保育の実施 | No.11 幼保一体化の検討・推進 |
| No.6 障がい児保育の整備 | No.12 利用者負担の適正化 |

施策の方向 2 子育て支援制度・サービスの充実

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| No.13 子育て学習センターの充実 | No.17 相談機関のネットワーク化 |
| No.14 ファミリー・サポート・センター事業の推進 | No.18 子育て世帯の経済的負担の軽減 |
| No.15 行催事の開催時の託児サービスの実施 | No.19 就学援助の実施 |
| No.16 子育てに関する情報提供機能の強化 | |

施策の方向 3 仕事と子育ての両立の推進

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| No.20 子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発 | No.22 就業・再就職の支援 |
| No.21 ゆとりある労働環境づくり | No.23 男女共同による子育ての推進 |

基本目標 2 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します

施策の方向 1 家庭や地域の子育て力の向上

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| No.24 子育てや家庭教育に関する情報提供の充実 | No.29 地域・学校園所・大学の連携の推進 |
| No.25 各種子育て相談の充実 | No.30 地域における子育て支援意識の醸成 |
| No.26 親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実 | No.31 イベントの実施および情報の提供 |
| No.27 子育て支援の人材育成の促進 | No.32 若者の交流の場づくり |
| No.28 母親クラブの充実 | |

施策の方向 2 子どもの安全を守る生活環境の整備

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| No.33 福祉のまちづくり推進 | No.37 防犯灯の設置の促進 |
| No.34 子ども連れの利用に配慮した施設整備と情報提供 | No.38 交通安全対策の推進 |
| No.35 地域での安心・安全ネットワークづくり | No.39 幼児2人同乗用自転車の購入助成 |
| No.36 地域における見守りの促進 | |

基本目標 3 すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します

施策の方向 1 きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| No.40 養育支援訪問事業の推進 | No.47 障がいのある子どもの社会参加の促進 |
| No.41 障がいがある子どもの早期発見・早期支援 | No.48 虐待の予防と早期発見への取り組みの強化 |
| No.42 発達に遅れがみられる子どもへの相談・支援事業等の充実 | |
| No.43 特別支援教育の充実 | No.49 配偶者等からの暴力(DV)の防止と相談支援体制の確立 |
| No.44 障がい児保育の推進 | No.50 ひとり親家庭の自立支援の充実 |
| No.45 療育事業の充実 | No.51 ひとり親世帯の経済的負担の軽減 |
| No.46 障がい児(者)福祉サービスの充実 | |

施策の方向 2 子どもや母親の健康の確保

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| No.52 健診事業の充実 | No.56 乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実 |
| No.53 妊産婦・新生児訪問指導の充実 | No.57 食育の推進 |
| No.54 マタニティマーク [※] の普及啓発 | No.58 子育て応援隊活動の推進 |
| No.55 予防接種事業の充実 | No.59 保健センターの充実 |

施策の方向 3 小児医療体制の整備

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| No.60 小児医療の充実 | No.63 かかりつけ医 [※] の推進 |
| No.61 小児医療機関の情報提供の充実 | No.64 乳幼児等医療費助成の充実 |
| No.62 不妊に関する支援の充実 | |

基本目標 4 子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます

施策の方向 1 豊かな心と健康なからだの育成推進

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| No.65 心豊かな子どもの育成をめざした教育の推進 | No.67 学校等における思春期の保健対策の充実 |
| No.66 子どもが学ぶ機会の充実 | No.68 青少年に対する健康教育・保健指導の充実 |

施策の方向 2 学校教育環境の整備

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| No.69 特色ある学校づくりの推進 | No.71 学校の組織力と教職員の資質向上の推進 |
| No.70 幼保小連携教育の推進 | No.72 指導相談活動の充実 |

施策の方向 3 青少年の健全な育成のための環境整備

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| No.73 身近な遊び場の整備・充実 | No.76 児童・青少年の健全育成の推進 |
| No.74 児童館の整備・充実 | No.77 有害情報から子どもを守る体制の整備 |
| No.75 心の問題に配慮した相談体制の充実 | |

第4章 基本施策の推進

各事業の方向性について

- 継続 … これまでの取り組みを継続して実施するもの
- ◎充実 … これまでの取り組みを、計画期間中に量的および内容的に拡充して実施するもの
- ◇見直し・改善 … これまでの取り組みについて、体制や方策等を検討して実施するもの
- ★新規 … 計画期間中に新たに実施するもの

1. 子育てと仕事の両立が図られるよう支援します

(1) 保育サービスの充実

近年の社会情勢やライフスタイルの変化に伴う女性の就業率の上昇などにより、子育て家庭においても共働きが増加しており、現在就労していない母親の中にも潜在的な就労意向を持つ人が多くいます。

就業率の増加により本市でも、0歳児から小学校への入学まで保育所に入所するケースが多くなってきており、保護者が就労していても、4、5歳児になれば幼稚園という選択肢を増やすため、平成25年度は幼稚園預かり保育を大幅に拡充しました。

このように教育・保育施設の充実を図ってきましたが、アンケート調査からは、さらなるニーズが見込まれています。

女性の就業率の上昇や共働き家庭の増加が予測される中で、女性が子育てをしながら働き続けるため、多様化していく保育ニーズに応じたサービスの提供に努めるとともに、保育サービスの質の向上や提供体制を整えていきます。

No.	施策	内容	担当課
1	教育・保育の提供体制の充実	◎教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）により、入所希望状況などに応じた受け入れに今後とも努めます。 ○全保育所で乳児保育を実施します。 ★地域型保育事業の導入にあたっては、保育内容の支援や卒園後の受け皿等の連携について保育所を中心に支援していきます。 ○研修会等を開催し、保育士の質の向上や人員の確保に努めます。	こども育成課 子育て健康課
2	延長保育の充実	○全保育所で延長保育を実施します。 ○公立保育所に対応できない時間外保育については、ファミリー・サポート・センター事業等を活用するなどの連携を図っていきます。	こども育成課

No.	施策	内容	担当課
3	土曜日午後保育の実施	○土曜日の午後に保護者の勤務等により保育が必要な対象に、赤穂保育所において、毎週土曜日の午後7時まで保育を実施します。 ◇今後の利用状況を踏まえて実施施設の拡大を検討します。	こども育成課
4	一時預かり事業の充実	★赤穂すこやかセンターを新設し、新たな市民のニーズに対応する乳幼児一時預かり事業を実施します。 ○保育所で多様な保育ニーズに合わせた一時預かり事業の実施に努めます。	子育て健康課 こども育成課
5	病児・病後児保育の実施	★保護者の事情により、どうしても家庭で保育できない病児、病後児を保育するための環境の整備に努めます。	子育て健康課
6	障がい児保育の整備	○専門教育・指導への取り組み、障がいがある子どものための保育環境の整備等、障がい児保育の充実に努めます。重い障がいについては、相談・教室を通して家庭との連絡を密にしながら、療育機関との調整を行います。	こども育成課
7	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実	○保護者が日中就労等のため家庭にいない児童が健やかに成長できるよう、小学校余裕教室等で適切な遊びと生活の場を提供します。 ★対象年齢の拡大に伴い、提供体制を確保するとともに、ニーズを把握し、施設の拡充を図ります。 ◎施設面では可能な限りの規模の拡大と適正化に努めるとともに、運営面では支援員の適正な配置、研修の充実による現場の体制強化や、各クラブの問題点の抽出と対応を行うことにより、事業の充実を図ります。 ○関係機関との連携の強化に努めるとともに、関西福祉大学の学生ボランティア等との連携を図ります。	生涯学習課
8	放課後子ども教室推進事業	○放課後の子どもたちが安全で安心して過ごせる場を確保するとともに、地域の参画を得て交流活動等を推進します。	生涯学習課
9	公立保育所の運営方針のあり方等の検討	○保育士不足解消のための研修会を開催するなど、保育士の確保に努めます。 ◇保育サービスの拡大等、公立保育所の運営方針等について検討します。	こども育成課
10	幼稚園教育の充実	◎新たな幼稚園の制度設計や給付の仕組みを構築する上で、サービスの低下にならないよう、また円滑に移行できるよう努めます。 ★公立幼稚園において、3歳児からの就学前教育を行います。	こども育成課
11	幼保一体化の検討・推進	◇就学前教育・保育のあり方について、関係部局が一体となり、市の実情に合った幼保一体化の推進を図ります。	子育て健康課 こども育成課
12	利用者負担の適正化	○国における保育制度の検討の状況を見つつ、適宜、認可保育所における保育料の適正化を図ります。	こども育成課

(2) 子育て支援制度・サービスの充実

少子化や核家族化の進行に伴い、家族関係や地域コミュニティが希薄化し、子育ての不安やストレスを抱え、孤立する子育て家庭が増えている中で、共働き家庭はもとより、すべての子育て家庭を対象とした支援を地域社会全体で進めていく必要があります。

アンケート調査で子育てについて全体的に感じていることをうかがったところ、「不安や負担を感じる(ことがある)」との回答は約2割となっており、就学前児童では次世代後期計画策定時の調査より割合が増加しました。

このようなことから、引き続き、身近で気軽に通える地域において、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを推進し、家庭における子育て支援の充実に努めます。

また、子ども子育て新制度の開始に伴い、保育認定区分や利用者支援事業といった新たな仕組み・サービスが導入され、より個々の状況にあった相談や情報提供が重要となります。施設における子育て支援や子育て相談、情報提供体制の充実に向けた取り組みについても積極的に進める中で、地域における子育て支援サービスの一層の充実に努めます。

No.	施策	内容	担当課
13	子育て学習センターの充実	○利用者のニーズに合わせた、子育て支援機能の充実に努めます。 ○親の子育てに関する悩み等を気軽に相談できる場を提供するとともに、多様化する相談内容に対応できるよう、関係機関との連携を強化します。 ○子育ての負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、未就園児とその親が気軽に集い、交流を図る場を提供します。 ★地域子育て支援拠点事業の実施をめざし、実施体制を整えます。	生涯学習課
14	ファミリー・サポート・センター事業の推進	○子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、子どもの送迎(保育所、幼稚園、小学校等)、子どもの預かり等、子育てについての助けあいを行う仕組みを運営します。 ○効果的な広報・周知活動を行い、特に、提供会員数の増加を図ります。	子育て健康課
15	開催時の託児サービスの実施	○健診や講座等で託児サービスを実施し、子育て中の保護者が事業に参加しやすい環境づくりを行います。	保健センター
16	子育てに関する情報提供機能の強化	○広報やホームページ等での情報提供を充実し、子育て支援情報の周知を図ります。 ★子どもおよびその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業(一時預かり、学童保育所等)の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所窓口で利用者支援事業を行います。	子育て健康課
17	相談機関のネットワーク化	○育児相談、家庭児童相談室、主任児童委員等の相互の情報共有等を進め、相談支援体制の強化に努めます。	子育て健康課 こども育成課 保健センター
18	子育て世帯の経済的負担の軽減	○児童手当の支給、乳幼児等医療公費負担などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	子育て健康課 医療介護課
19	就学援助の実施	○小・中学校に通う子育て家庭の所得状況等に応じ、就学援助を行います。	(教育)総務課

(3) 仕事と子育ての両立の推進

就労経験を**持つ**母親の多くは、出産を契機に退職し、子どもの成長とともに再就労する傾向にあります。

アンケート調査でも、母親が就労している家庭は就学前児童で5割、小学生では約6割となっており、子どもの成長とともに母親が就労する割合は高くなっています。

女性の就業率が年々増加する中で、子どもを育てながら就労する母親も増加していることから、仕事と子育ての両立支援のための体制整備を進めるとともに、**男女共同参画**の視点から、**固定的な性別**役割分担意識の改善を進めるほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）を推進していくことが重要です。

男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、事業所における育児休業制度をはじめ、両立支援事業の一層の利用促進と普及啓発に努めます。

また、現在就労していない母親の今後の就労意向についても、就学前児童で7割以上、小学生で6割となっており、ひとり親家庭などの自立も含め、母親の就職に対する就労相談や情報提供等を充実します。

さらに、アンケート調査における育児休業の取得状況をみると、就学前児童の母親の25.7%が取得したのに対し、父親はわずか1.3%となっています。父親の育児休業を取得しない理由をみると、配偶者等にみてもらえるという回答に次いで「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」との回答が多く、多くの父親が仕事を優先している現状をうかがうことができます。

男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を進めるとともに、子育て家庭だけでなく、地域や企業等に対しても子育てに対する意識の向上を図ります。

No.	施策	内容	担当課
20	子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発	○仕事と生活のバランスを個人のライフステージに応じて実現することができるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方を男女共同参画の視点から普及・啓発します。	市民対話課
21	ゆとりある労働環境づくり	○働く保護者がゆとりを 持つて 子育てが行えるよう、完全週休2日制の導入や年次有給休暇の取得推進、子育て期における残業や休日出勤等への配慮など、企業や事業主、職場などに対し理解と協力を働きかけます。	市民対話課 子育て健康課
22	就業・再就職の支援	○出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する各種講座・セミナーをハローワーク等の関係機関と連携して 推 進します。 ○企業や事業主に対して、子育てをしながら就労を希望する女性の雇用・再雇用について理解と協力を働きかけます。	産業観光課

No.	施策	内容	担当課
23	男女共同による子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次赤穂市男女共同参画プラン」に基づき、家庭生活における男女共同参画をめざす取り組みを図ります。 ○「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を改めるため、赤穂市女性団体懇話会の育成に努め、他市等との交流を図り、市民に向けての情報発信や啓発活動を実施します。 ○男性の育児についての学習や体験機会を増やすため、男性が参加しやすい各種講座や学校園所における行事の開催を進めます。 ○小・中学生の乳幼児とのふれあい体験を通じて、子育てに対する意識を醸成し、健全な母性・父性を養う機会を充実します。 	市民対話課 こども育成課 指導課

2. 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します

(1) 家庭や地域の子育て力の向上

さまざまな人々との関わりの中で子育てをしていくことは、子どもはもちろん、子育て中の親の成長においても大きな影響を与えます。地域ぐるみで子育てを行うためには、地域活動の場や人材の確保が重要です。

しかしながら、社会情勢のさまざまな変化とともに、地域における家庭の「つながり」は希薄になりつつあり、子育てへの不安や負担感を抱える親への支援が重要となっています。地域と子育て家庭のつながりが薄くなることにより、子育て家庭が孤立することが懸念されており、子育て家庭が抱える不安やストレスを緩和・解消できるように支援していくことが大切です。

地域で活動する子育てサークルやボランティア団体の支援を通じて保護者同士のつながりを増やし、身近な場において子育ての仲間づくりを進めていくことで、親が抱える不安やストレスの緩和へとつながることが期待されます。

本市では、これまでも子育てサークルやボランティア団体の活動支援に取り組んできました。今後も子育てサークルやボランティア団体などの育成と活動支援に努め、子育て中の親だけでなく、地域住民やまちづくり連絡（推進）協議会の地域組織、大学生、企業の参加を促進するとともに、団体間の連携を深めるための支援を行い、団体活動を継続的かつ発展的に展開するよう取り組みます。

また、高齢者や子育て経験者の協力は不可欠であるため、高齢者との交流機会の拡大に努め、地域の歴史および伝統の継承、世代間の相互理解と地域における連帯感の高揚、高齢者の経験を生かした子育ての機会を充実させていきます。

No.	施策	内容	担当課
24	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	○広報紙やパンフレット、ホームページなど多様な媒体を通じて、子育てや家庭教育に関する情報を提供します。	子育て健康課 保健センター
25	各種子育て相談の充実	○家庭児童相談室をはじめ、行政窓口、保育所、幼稚園、子育て学習センター、児童館等の関係機関において、電話や電子メール、窓口等による子育て相談体制を充実します。 ○関係各課や各種団体等と連携を強化するとともに、相談員等の研修を進め、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談対応に努めます。	子育て健康課 こども育成課

No.	施策	内容	担当課
26	親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実	<p>○家族間や世代間交流を積極的に推進し、子ども同士、親同士の仲間づくりを進めるとともに、家庭教育に関する情報交換や悩み・不安の共有など、ともに支えあいながら子育てを行える環境づくりを図ります。</p> <p>○保育所や幼稚園に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所・幼稚園の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。</p> <p>○生後5ヶ月の乳児とその保護者を対象に「絵本」を配布し、読み聞かせやお話等を通じた親子のふれあい促進を図ります。</p>	こども育成課 保健センター 図書館
27	子育て支援の人材育成の促進	○子育て学習センターや各公民館における各種講座等を活用し、地域の子育てリーダーや子育て学習グループ・サークル等の育成・支援を図ります。	子育て健康課 生涯学習課
28	母親クラブの充実	<p>○親子および世代間の交流や文化活動など地域の特性を取り入れて自主的な活動を行っている母親クラブ(7クラブ)の活動の促進を図ります。</p> <p>◇母親クラブの新たな設立に向けて、自主的な活動の拠点となる子育て学習センターの施設・設備の拡充を検討します。</p>	子育て健康課 生涯学習課
29	地域・学校園所・大学の連携の推進	<p>○地域住民が特技や経験を生かして登下校の安全確保や学習支援等に参加するなど、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の支援体制を充実します。</p> <p>○若い世代が子どもに関わるボランティア等の活動に参画することができるよう、さまざまな機会を提供するとともに、推進役としての活用を図ります。</p>	市民対話課 こども育成課 指導課
30	地域における子育て支援意識の醸成	○子どもや育児の問題を地域の問題としてとらえ、地域社会全体で子育てを支援していくため、団体活動や職場等、あらゆる場において啓発活動を行います。	子育て健康課
31	イベントの実施および情報の提供	<p>★母親クラブとその活動拠点である児童館の協働により、親子がふれあうイベントを実施します。</p> <p>○子ども向け情報誌の発行や子育て支援ホームページ等を通じて子どもを対象としたイベント情報を提供します。</p>	子育て健康課 保健センター こども育成課 生涯学習課
32	若者の交流の場づくり	○少子化の大きな要因となっている「晩婚化・未婚化」に対する取り組みとして、出会いの少ない独身の男女に対して出会いの場を提供し、結婚のきっかけをつくります。	子育て健康課

(2) 子どもの安全を守る生活環境の整備

地域において子どもが安全な生活環境で健やかに成長することは子育て世帯の願いでもあります。また、子どもが健やかに成長するためには、良好な居住環境を整備し、快適に生活できるまちづくりが重要です。

近年、都市化の進展や市民のライフスタイルの多様化などに伴う地域の犯罪抑止機能の低下や、社会情勢を反映した犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化が進み、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。

また、インターネットの急速な普及による情報化の進展により、インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る取り組みも急務となっています。

子どもを犯罪などの被害から守るためにも、地域の子どもへの見守りと声かけや地域におけるパトロールの実施、子どもがいつでも助けを求められる家など、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに、子どもを守る対策や体制の充実を図ります。

また、子どもは成長とともに行動範囲が拡大し、交通事故に遭う危険性も増加することが考えられるため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育を促進します。

No.	施策	内容	担当課
33	福祉のまちづくり推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人など、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。 ○「兵庫県福祉のまちづくり条例※」の理念に基づき、住民や事業主等への普及・啓発を進めるとともに、条例に基づいた施設などの整備を行います。 	社会福祉課
34	子ども連れの利用に配慮した施設整備と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○親子室や授乳施設、段差の解消、エレベーター、エスカレーター、スロープ、親子利用に配慮したトイレの設置など、子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。 ○バリアフリー※に関する情報を市や社会福祉協議会の広報紙やパンフレット、ホームページ等を通じて提供していきます。 	子育て健康課 社会福祉課
35	地域での安心・安全ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者、学校、地域住民、警察等の関係機関などが連携し、子どもの安全確保のためのパトロール活動や危険箇所の点検・周知を推進します。 ○まちづくり防犯グループ、防犯協会、赤穂みまわり隊による防犯活動を強化し、子どもを守る地域ぐるみの防犯体制を構築していきます。 ○メールシステムを活用し、子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を、学校・園等に速やかに伝達し、情報の共有化を図り、迅速な対応に努めます。 ○各地域の実態にあった「子どもの安全」に関わる活動をPTAが主体となり、地域住民と協力し実施されるよう必要な支援や情報提供に努めます。 	子育て健康課 こども育成課 生涯学習課 指導課 危機管理担当
36	地域における見守りの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○朝夕の声掛け等により、地域の大人に子どもとの積極的な関わりを促す見守り運動を促進します。 	生涯学習課

No.	施策	内容	担当課
37	防犯灯の設置の促進	○子どもたちの安全確保や生活環境の向上を図るため、夕方・夜間に子どもが安全に通行できるよう、必要に応じて防犯灯を設置していきます。	建設課
38	交通安全対策の推進	○警察や交通安全指導員等と連携し、子どもや保護者、ドライバーに対する交通安全教育、啓発活動の実施に努めます。 ○地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成を図るとともに、交通安全指導員、PTA等による通学路の立番を継続します。 ○交通安全グッズを市内幼稚園、小学校、中学校の全新入園児と新入生に配布し、交通安全啓発に努めます。	市民対話課
39	幼児2人同乗用自転車の購入助成	○安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車購入に係る費用の一部として、助成金を支給します。	子育て健康課

3. すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します

(1) きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援

これまで乳幼児健診や訪問、スクールカウンセラーの配置により、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす障がいの早期発見・早期対応や児童虐待防止に取り組んできました。

すべての子どもが健やかに育つことができるよう、障がいのある子どもや、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子どもなど、個別に配慮を必要とする子どもとその家庭に対する支援が必要です。

障がいのある子どもや親の積極的な社会参加を促すため、乳幼児期から一貫した支援体制の充実が求められていますが、発達障がいなどは障がいに対する理解が十分であるとはいえない状況であり、障がいに対する周囲の理解を深めていくことが重要です。

また、親自身の精神的な問題や生活・育児上のストレス、子どもの発達状況などから、子どもが親からの育児放棄や暴行などを受ける児童虐待が大きな社会問題となっており、子どもが子どもとして健やかに育つ権利の確保を図る必要があります。

このため、福祉関係者のみならず、保健、教育、警察等の地域における関係機関が情報を共有して連携し、早期発見、早期対応、未然防止のため取り組むとともに、家庭内や地域で孤立した子育てとならないように相談支援体制の充実や、仲間づくりができる交流機会の提供など、育児不安や負担の軽減に取り組めます。

No.	施策	内容	担当課
40	養育支援訪問事業の推進	◎子育てに対して不安や孤独感を抱える家庭、また虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭など、支援の必要性があると思われる家庭に対し、保健師等が訪問し、養育支援を行います。	保健センター
41	障がいがある子どもの早期発見・早期支援	○障がいがある子どもや健診等で障がい疑われる子どもに対し、家庭への訪問指導、学校園所や医療機関等との調整を行い、支援の充実を図ります。	子育て健康課 保健センター
42	発達に遅れがみられる子どもへの相談・支援事業等の充実	○母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業等を通じて、SLD(限局性学習症)、AD/HD(注意欠如・多動症)などの発達障がいのある子どもに関する相談支援活動を推進します。 ○スクールソーシャルワーカー [※] の配置を充実させ、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図ります。 ○子どもへの関わり方等についての指導、発達検査の結果に応じて関係機関への調整等を行います。	指導課

No.	施策	内容	担当課
43	特別支援教育の充実	<p>◎特別支援教育指導補助員を配置し、児童生徒の安全や学習の時間の確保をめざすとともに、きめ細かな指導を推進するために増員配置を計画し、支援の充実をめざします。</p> <p>○全幼稚園で補助教諭を配置し、障がいの程度や一人ひとりの心身の発達に応じた幼児教育を実施します。</p> <p>○発達障害（SLD 限局性学習症、AD/HD 注意欠如・多動症）の幼児教育については、あしたば園、特別支援学校などの関係機関と連携を図り、適切な教育（療育）の充実に努めます。</p> <p>○障がいのある子どもの就園先について教育相談を実施します。</p>	指導課 こども育成課
44	障がい児保育の推進	<p>○一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭や専門機関等との連携を密にしながら、きめ細かな障がい児保育を実施します。</p> <p>○幼稚園・通園施設など関係機関との連携を図り、情報交換やケーススタディ※を通じて、障がいのある子どもに対する適切な教育の充実に努めます。</p>	こども育成課
45	療育事業の充実	<p>★障害児通所支援施設（あしたば園）を新設する赤穂すこやかセンター内に移設し、施設の充実を図ります。</p>	社会福祉課
46	障がい児（者）福祉サービスの充実	<p>○障がいのある人がその能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、日常生活用具の給付や補装具の交付・修理など福祉サービスの充実を図ります。</p>	社会福祉課
47	障がいのある子どもの社会参加の促進	<p>○障がいのある子どもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域社会とともに育つ支援を推進します。</p> <p>○自立支援協議会のネットワークを活用し、障がいのある子どもの社会参加の促進を図ります。</p>	社会福祉課
48	虐待の予防と早期発見への取り組みの強化	<p>○姫路こども家庭センター、教育機関、警察、民生委員・児童委員等の各種機関の連携をより一層進めるとともに、赤穂市要保護児童対策地域協議会により、児童の健全育成を進めます。</p> <p>○子どもの虐待の発生予防、地域ネットワークの構築等の意識の高揚を図るため、ホームページや広報を通じて啓発を行います。</p>	子育て健康課 保健センター
49	配偶者等からの暴力（DV）の防止と相談支援体制の確立	<p>○DVの防止に向けて、ホームページや広報等で啓発するとともに、若者の間で起こるデートDVを防止するため、学校における取り組みを推進します。</p> <p>○DVの身近な相談窓口となるよう、女性問題相談員・母子・父子自立支援員による相談支援体制を充実します。</p>	市民対話課 子育て健康課 指導課
50	ひとり親家庭の自立支援の充実	<p>○就労に関する相談や自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立（就労）を支援し、制度の周知を図ります。</p>	子育て健康課
51	ひとり親世帯の経済的負担の軽減	<p>○母子家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。</p> <p>○離婚歴のないひとり親家庭についても、寡婦（夫）控除をみなし適用し、負担の軽減を図ります。</p>	子育て健康課 医療介護課

(2) 子どもや母親の健康の確保

乳幼児期に確立された生活リズムは、これからの成長に大きな影響を与えるとともに、生涯を通して健康的な生活を送るための出発点といえます。

家庭生活が中心となる乳幼児期は、親の生活習慣が子どもに大きな影響を与えるため、親自身の健康づくりや栄養等の基礎知識の習得などが重要になります。アンケート調査においても、子どもの健康や発達への不安は乳幼児期、学童期を通じて高くなっています。

乳幼児期から思春期を通じて一貫した体制の下に、心身の健康づくりや疾病の早期発見を進めるとともに、子どもの成長段階に応じた健診を実施し、健やかな成長と心身の健康づくりを支援します。また、妊娠・出産期の女性は不安や悩みが生じやすい時期です。特に初めての出産を迎える初産婦は不安が大きいことから、定期的なケアや安心して出産できる支援体制を強化します。さらに、核家族化等の社会情勢の変化に伴い、保護者の孤立等による育児不安の拡大や産後うつの問題も懸念されるため、相談事業などの支援体制の充実を図るとともに、親と子どもが向き合えるように支援していきます。

No.	施策	内容	担当課
52	健診事業の充実	○妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査を実施し、母子の健康増進を図るとともに、受診勧奨に努めます。 ○健康に妊娠期・産後を過ごし、安全に出産し、子どもの健やかな発達を支援するため、妊産婦健康診査費助成や乳児健康診査費助成を行います。 ○健診後に支援が必要となった子どもに対して、関係機関と連携し支援体制の整備を進めます。	保健センター
53	妊産婦・新生児訪問指導の充実	○妊産婦・新生児のいる家庭に対する訪問指導を充実するとともに、健診後の効果的な事後指導に努めます。 ○エジンバラ産後うつ病質問票を用いて、産後うつ病の早期発見に努め、早期に医療機関につなげるよう努めます。	保健センター
54	マタニティマークの普及啓発	○母子健康手帳交付時にマタニティマークグッズの配布など、マタニティマークの普及啓発に努めます。	保健センター
55	予防接種事業の充実	○感染症の発症予防のため、予防接種を実施するとともに、早めの接種を行うよう勧奨し接種率の向上に努めます。 ○年々複雑化していく予防接種を、市内医療機関と協力して安全に実施していけるよう努めます。	保健センター
56	乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実	○乳幼児の保護者等を対象とする、子どもの健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する学習機会を充実し、育児不安の軽減を図ります。	保健センター
57	食育の推進	○子どもの発達段階に応じた食事づくりや学校園所の給食、食生活改善活動を進める地域団体との連携による調理実習の実施等を通じて、食育に関する知識の普及を図ります。	保健センター
58	子育て応援隊活動の推進	○子育てに関する悩み・心配ごとなどに対して、身近な相談に応じる「子育て応援隊」の活動を充実します。	保健センター
59	保健センターの充実	★保健センターを新設する赤穂すこやかセンターに移設し、母子保健事業等の充実を図ります。	保健センター

(3) 小児医療体制の整備

本市では、診療所と専門病院が連携してスムーズな治療を行うため、小児医療ネットワークの整備を図っており、救急診療体制の充実や情報提供にも取り組んできました。アンケート調査でも小児医療体制に関する満足度は高くなっています。

安心して子どもを生み、健やかに育てるため、将来にわたって周産期・小児医療等を維持・確保していく取り組みが今後も非常に重要となります。

特に、長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対し、良質かつ適切な医療支援の実施と、疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進に係る取り組みを推進します。

また、子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受ける夫婦が多くなっています。不妊治療のうち、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精、顕微授精）は、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図ります。

No.	施策	内容	担当課
60	小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民病院における小児医療の充実を図るとともに、地域の病院・診療所との連携を強化します。 ○地域医療機関との連携会議を開催し、病院・診療所との連携強化を図り、医療体制の確保に努めます。 ○夜間・休日の診療における小児科医のオンコール体制の実施により、救急診療体制の充実を図ります。 ○西播磨圏域小児科救急対応病院群輪番制に参加し、夜間・休日等の小児科に係る第2次救急医療体制を実施し、小児救急医療の対応を行います。 	市民病院 保健センター
61	小児医療機関の情報提供の充実	○広報や市のホームページ等を利用して小児救急医療相談（#8000）等に関する知識の普及に努めます。	保健センター
62	不妊に関する支援の充実	○兵庫県が実施する特定不妊治療費助成事業に上乘せして助成を行います。	保健センター
63	かかりつけ医の推進	○いざというとき安全で適切な医療を受けるため、かかりつけ医を持つよう、市民への啓発に努めます。	市民病院 保健センター
64	乳幼児等医療費助成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○中学3年生までの医療費を助成する乳幼児等医療費の助成をはじめ、母子家庭等医療費の助成、重度障害児（者）医療費の助成等を実施します。 ○医療を必要とする認められた未熟児に対して、入院医療費のうち、自己負担額および入院時食事療養費の自己負担額について助成します。 	医療介護課

4. 子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます

(1) 豊かな心と健康なからだの育成推進

幼児期・学童期から、さまざまな遊びや文化、スポーツ活動、地域活動などに日頃から親しみ、豊かな経験を重ねることは、人を思いやる心や信頼感、地域への愛着など子どもの成長に大きな影響を与えるものです。

しかし、近年、家族や地域のあり方の変化など、地域の連帯感が薄れつつある中で、子どもたちが集まり・考え・遊ぶ機会が減少しています。

アンケート調査では将来、子どもに育ててほしい人物像について、「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」「逆境に負けない忍耐力と自立心を身につけた人」「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」の割合が高くなっています。

子どもたちの豊かな心を育むためにも、今後、さらにスポーツや体験活動の機会の充実を図るとともに、遊びや各種活動の指導者の育成を進めていくことが必要です。

また、芸術や地域固有の歴史や文化にふれる機会を創造することにより、情操豊かな子どもの育成を図ることが必要です。

No.	取り組み	内容	担当課
65	心豊かな子どもの育成をめざした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に学習に取り組む実践的態度を育成します。 ○義士の町に生まれ育つ児童生徒の郷土に対する認識を深め、地域に対する誇りと愛情を育みます。 ○子どもの健やかな成長を支援するため、体力の向上を図るための取り組みや健康教育、食育を推進します。 	こども育成課
66	子どもが学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て学習センターや乳幼児健診の場、トライやるウィーク等を活用し、中高生等が乳幼児やその保護者とふれあい、子育て体験ができる機会を充実します。 ○子どもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業などさまざまな学習や体験活動等の機会の充実を図ります。 	こども育成課
67	学校等における思春期の保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○思春期の子どもの健全育成のため、小・中学校等と連携し、子どもの性についての教育、指導、相談等の充実を図ります。 	指導課
68	青少年に対する健康教育・保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや、性、喫煙、飲酒、薬物乱用等に関する教育に努めます。 ○生活習慣病の予防や心身の悩みなどについて適切な保健指導に努めます。 ○学校園所および関係機関において「早寝 早起き 朝ごはん」運動を推進するとともに、家庭と連携して、子どもたちの基本的な生活習慣を身につけます。 	指導課

(2) 学校教育環境の整備

幼児期は、家庭生活から徐々に地域とのつながりを広げながら、幼児一人ひとりの基本的な生活習慣や主体性を育てていく重要な時期です。

子どもを取り巻く環境が変化し、物質的にも恵まれる一方で、望ましい人間関係をつくりあげていくために必要な体験等が不足しているといわれています。子どもたちが夢を持って生き生きと学び、有意義に生きていけるように、家庭だけではなく、地域・社会として、子どもの多様な学習・体験環境や体制について整備・構築していくことが重要となっています。

地域の人材を生かした体験学習などを実施する特色ある学校づくりの推進や、保護者や地域の方の意見を学校経営に生かす学校評議員制度の充実など、保護者や地域と連携した教育環境の整備に努め、子どもたちの生きる力を育みます。

No.	施策	内容	担当課
69	特色ある学校づくりの推進	○全小・中学校においてオープンスクール、学校評議員制度を活用し、地域と連携した行事の推進などに取り組み、地域に開かれた信頼される学校づくりをめざします。 ○子どもたち一人ひとりに応じた指導を充実するため、少人数授業の推進や学習指導方法の改善に努めます。	指導課
70	幼保小連携教育の推進	○幼保小の教職員が互いの教育について理解を深めたり、幼児と児童の交流活動を教育課程に位置づけるなど、幼稚園・保育所と小学校との連携教育を充実します。	こども育成課 指導課
71	学校の組織力と教職員の資質向上の推進	○学校の組織力と、教職員一人ひとりの教師力を高めることにより、学校の教育力の向上を図ります。	指導課
72	指導相談活動の充実	○いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会「最終提言」の実現に向け、日々子どもたちと教職員の人間的なふれあいを深め、生徒指導の徹底に努めます。 ○いじめ・暴力追放市民大会を開催し、学校の取り組みを広め、さらなる充実を図ります。 ○不登校やいじめなどの問題を抱える子どもの気持ちの理解に努めるとともに、関係機関と連携しながら適切に対応を進めます。	指導課

(3) 青少年の健全な育成のための環境整備

家庭や学校だけでなく、地域も子どもの生活の場として大切な役割を担っています。

しかし、テレビゲーム等を中心とした遊び方の変化や、交通事情の変化等によって、子どもたちが地域の人や自然とふれあう機会が減少しています。

こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくさせるだけでなく、仲間意識が希薄になることにより、子ども的人格形成にも大きな影響を与えることが考えられます。

このため、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に

遊べるとともに、就業などの体験学習、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

また、喫煙や飲酒、薬物乱用等の非行問題については、家庭や学校における教育や啓発を推進するとともに、いじめ問題への対応や非行等の問題を抱える児童の立ち直りへの支援、さらには、保護者の子育て支援はもとより、ひきこもりや不登校への対応については、学校や児童相談所・警察等の連携体制を強化し、地域社会全体で対処します。

あわせて、近年、インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及により、青少年が犯罪に巻き込まれる事件が増加していることから、情報機器の適切な利用の指導や閲覧制限等、有害情報から子どもを守る体制の整備に努めます。

No.	施策	内容	担当課
73	身近な遊び場の整備・充実	○子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士の自由な交流の場ともなる街区公園や児童遊園など身近な遊び場の整備・充実に努めます。 ○地域の協力を得ながら、遊具の点検・改善や清掃など、公園の美化・環境整備に努めます。	都市整備課
74	児童館の整備・充実	○子どもに適切な遊びと学びの場を提供するとともに、地域の子育て拠点ともなる児童館の整備改善に引き続き努めます。	子育て健康課
75	心の問題に配慮した相談体制の充実	○児童や青少年、その保護者の不安や悩みに対応する相談体制の充実を図ります。 ○不登校やひきこもり、いじめなど、児童生徒が直面する心の問題に対応するため、中学校区ごとに組織された地域サポートチーム会議の有効な活用を図りながら、相談体制、個別ニーズへの適正な対応の充実を図ります。 ○スクールソーシャルワーカーにより関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図りながら進めていきます。 ○各中学校にこころの教室相談員を配置し、心の悩みや不安を持つ子どもたちが安心して生活できる空間(教室)を確保します。	指導課
76	児童・青少年の健全育成の推進	○児童・青少年が現在の生活を充実して送るとともに、社会的に自立した個人として成長できるよう支援します。 ○また、関係機関・団体や地域と密接な連携を図り、児童・青少年の非行防止に努めます。	指導課
77	有害情報から子どもを守る体制の整備	○子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。 ○地域の有害環境への対応や、インターネット等メディアによる有害情報対策を推進するため、関係機関の連携を図るとともに、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)の利用促進のための情報の周知を図ります。	こども育成課 生涯学習課

第5章 事業の実施目標

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

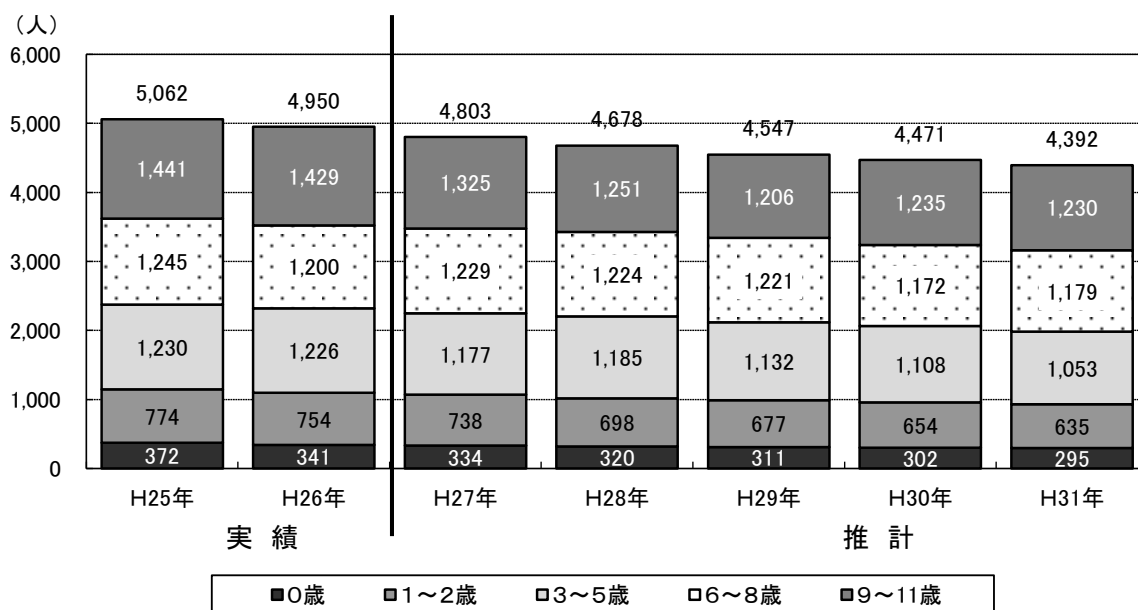
本市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



2. 児童人口推計

本市の児童数は、平成 26 年以降も減少が見込まれ、平成 31 年には 0～5 歳が 1,983 人、6～11 歳が 2,409 人と、それぞれ平成 26 年より 14.6%、8.4%減少することが見込まれます。

【児童人口推計】



	実績		推計				
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	372	341	334	320	311	302	295
1～2歳	774	754	738	698	677	654	635
3～5歳	1,230	1,226	1,177	1,185	1,132	1,108	1,053
6～8歳	1,245	1,200	1,229	1,224	1,221	1,172	1,179
9～11歳	1,441	1,429	1,325	1,251	1,206	1,235	1,230
計 0～5歳	2,376	2,321	2,249	2,203	2,120	2,064	1,983
計 6～11歳	2,686	2,629	2,554	2,475	2,427	2,407	2,409
計 0～11歳	5,062	4,950	4,803	4,678	4,547	4,471	4,392

資料：平成 23～25 年の各 4 月 1 日時点の住民基本台帳各歳別人口をもとにコーホート変化率法により推計

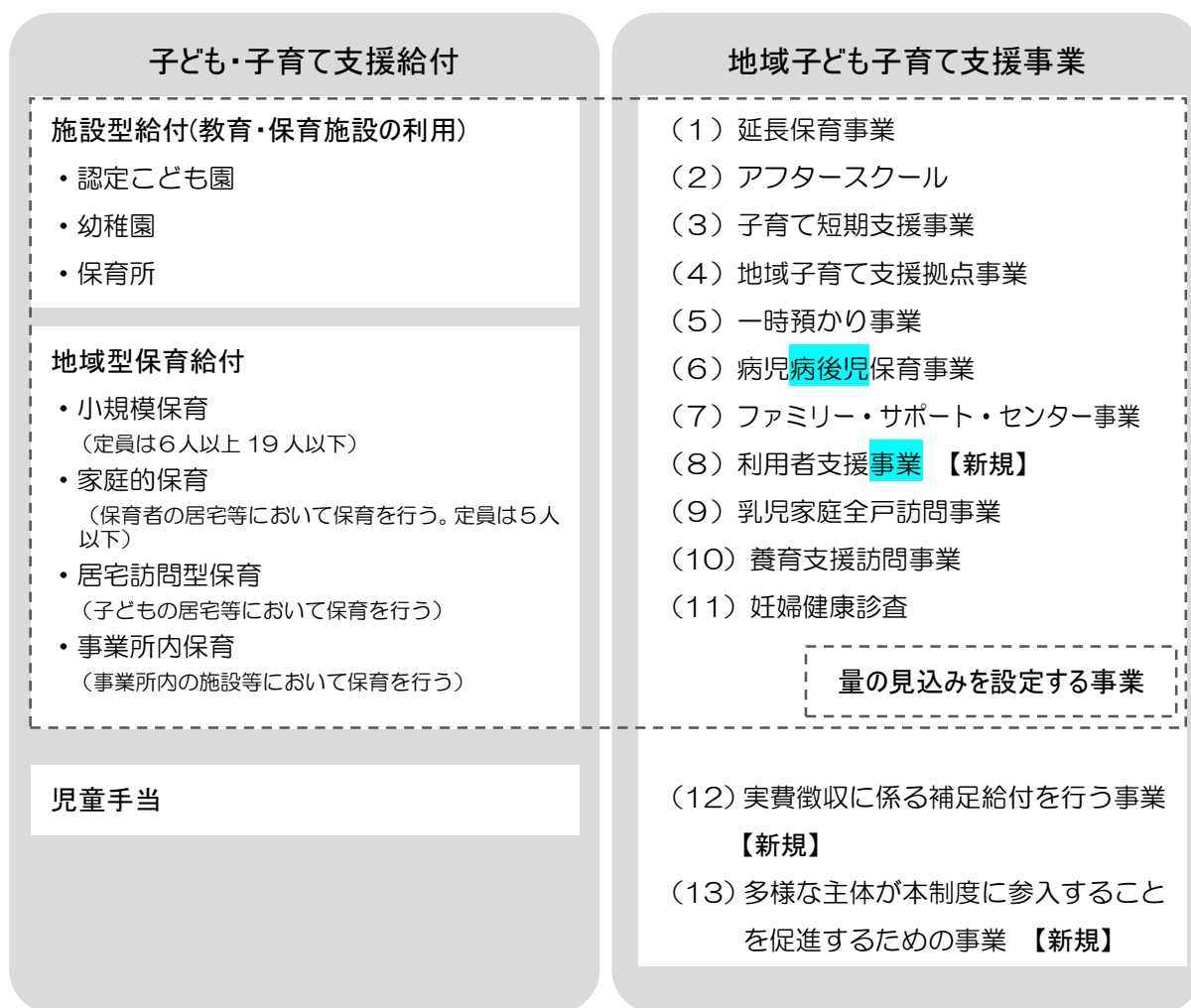
3. 新制度における事業の体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業定められており、その 13 事業は交付金の対象となります。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

●事業概要●

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業所内保育）のことをさします。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

量の見込みと確保方策

平成 27 年度から私立あけぼの幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行し、市内の教育・保育施設は公立幼稚園 10 か所、公立保育所6か所、認定こども園 1 か所でサービスを提供します。

本市では、幼稚園へのニーズが高く、1号認定、2号認定の教育ニーズで平成 27 年度から平成 30 年度まで不足が生じますが、平成 31 年度に公立幼稚園において3歳児保育を開始し、量の見込みの確保をめざします。

2号認定の保育ニーズは現在の提供体制で過不足は生じないものとします。

3号認定については、平成 27 年度には不足が生じますが、平成 28 年度に保育所の定員の見直しを行うことで量の見込みの確保をめざします。

なお、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）について、市内での実施を検討する事業所がある場合、保育ニーズの状況を踏まえて整備を検討します。

単位：人／年

	区分	量の見込み・確保内容(利用定員総数)				
		H27	H28	H29	H30	H31
1号認定(認定こども園および幼稚園) 〈3~5歳〉	①量の見込み	659	663	633	620	589
	②確保内容	555	554	534	523	589
	過不足(②-①)	▲104	▲109	▲99	▲97	0

単位：人／年

	区分	量の見込み・確保内容(利用定員総数)				
		H27	H28	H29	H30	H31
2号認定 教育ニーズ：幼稚園 保育ニーズ：認定こども園、保育所 〈3～5歳〉	(教育ニーズ) ①量の見込み	284	286	273	267	254
	②確保内容	245	245	237	231	254
	過不足(②-①)	▲39	▲41	▲36	▲36	0
	(保育ニーズ) ①量の見込み	196	197	188	184	175
	②確保内容	196	197	188	184	175
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0
3号認定(認定こども園および保育所+地域型保育) 〈0～2歳〉	①量の見込み(0歳)	60	58	56	55	54
	①量の見込み(1、2歳)	174	165	160	155	150
	②確保内容	182	223	216	210	204
	過不足(②-①)	▲52	0	0	0	0

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

● 事業概要 ●

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

延長保育事業については、すべての保育所で実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人／年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
延長保育事業	①量の見込み	169	166	160	155	149	
	②確保内容	実人数	169	166	160	155	149
		施設数(か所)	6	6	6	6	6
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

(2) アフタースクール（放課後児童健全育成事業）

●事業概要●

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

新制度において対象範囲の拡大が明確化されたことにより、ニーズは現状よりも多くなると推測されます。

平成 27 年度では市内 10 小学校区のうち、6 小学校区（計 9 か所）の実施となりますが、計画最終年度までにすべての小学校区での実施をめざし、確保体制を整備するとともに、児童の安全な居場所を提供します。

単位：人／年

			量の見込み・確保内容				
			H27	H28	H29	H30	H31
アフター ス ク ー ル	① 量 の 見 込 み	1～3 年生	229	228	227	218	219
		4～6 年生	169	160	154	158	157
	② 確 保 内 容	1～3 年生	214	216	227	218	219
		4～6 年生	126	144	153	158	157
		施設数(か所)	9	10	11	12	14
	過不足 (②-①)	1～3 年生	▲15	▲12	0	0	0
		4～6 年生	▲43	▲16	▲1	0	0

(3) 子育て短期支援事業

●事業概要●

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

量の見込みと確保方策

市内1か所（さくらこども学園）、西播磨地域4か所で実施しており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
子育て短期支援事業	①量の見込み	7	7	7	7	6	
	②確保内容	延べ人数	7	7	7	7	6
		施設数(か所)	5	5	5	5	5
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

(4) 地域子育て支援拠点事業

●事業概要●

地域において乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

量の見込みと確保方策

本市ではこれまで地域子育て支援拠点事業は未実施であり、同様の事業内容である保育所地域活動事業（保育所6か所で実施）について、ニーズ調査を行いました。

この保育所地域活動事業のニーズ量を、平成27年度から子育て学習センターでの地域子育て支援拠点事業の量の見込みに設定し、供給可能な体制を整備・維持していきます。

単位：人日／月

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	603	573	556	538	523	
	②確保内容	延べ人数	603	573	556	538	523
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

(5) 一時預かり事業

●事業概要●

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みと確保方策

幼稚園在園者の一時預かりは、すべての幼稚園、認定こども園で実施します。平成30年度までは不足が生じますが、公立幼稚園において3歳児の受け入れを開始する平成31年度には量の見込みを確保できるものとします。

また、それ以外の一時預かりは保育所3か所、ファミリー・サポート・センターで実施するとともに、平成28年度からはすこやかセンターでも事業を開始し、供給可能な体制を整備・維持していきます。

単位:人日/年

	区分		量の見込み・確保内容				
			H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園在園者(1号認定、2号認定) 〈3~5歳〉	①量の 見込み	1号認定	5,696	5,735	5,478	5,362	5,096
		2号認定	74,825	75,334	71,964	70,439	66,942
	②確保内容		76,560	77,069	73,442	71,801	72,038
	施設数(か所)		11	11	11	11	11
	過不足(②-①)		▲3,961	▲4,000	▲4,000	▲4,000	0
上記以外 〈0~5歳〉	①量の見込み		10,829	15,499	14,956	14,532	14,017
	②確保 内容	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	8,400	10,800	10,800	10,800	10,800
		ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	2,429	4,699	4,156	3,732	3,217
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(6) 病児病後児保育事業

●事業概要●

病児病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

量の見込みと確保方策

病児病後児保育事業については、多くのニーズが算出されましたが、市内に提供事業所がないことから、市内に病後児対応型施設の整備について方向性を検討し、平成 29 年度に提供体制を確保することをめざします。

単位：人日／年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
病児病後児保育事業	①量の見込み	661	648	623	607	583	
	②確保内容	延べ人数	0	0	623	607	583
		施設数(か所)	0	0	1	1	1
	過不足(②-①)	▲661	▲648	0	0	0	

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

●事業概要●

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みと確保方策

市内1か所で実施しており、今後も提供会員の確保や依頼内容への柔軟な対応に努め、量の見込みを確保します。また、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
ファミリー・サポート・センター事業	①量の見込み	1～3年生	755	752	750	720	725
		4～6年生	1,254	1,184	1,141	1,169	1,164
	②確保内容	1～3年生	755	752	750	720	725
		4～6年生	1,254	1,184	1,141	1,169	1,164
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

(8) 利用者支援事業

●事業概要●

子どもや保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、アフタースクール等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等もを行います。

量の見込みと確保方策

利用者支援事業については、子育てに関する相談により柔軟に対応できるよう、役所の子育て支援担当窓口を総合相談窓口として、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて、計画期間を通じて1か所を確保します。

単位：か所

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
利用者 支援事 業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

●事業概要●

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みと確保方策

生後4か月までの乳児に対し、保健師や子育て応援隊が訪問し、育児不安の早期発見につなげます。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(人/年)	334	320	311	302	295
	確保の内容	[実施体制] 13人 [実施機関] 直営 [検査項目] 身体測定等 [実施時期] 通年				

(10) 養育支援訪問事業

●事業概要●

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みと確保方策

支援が必要な子どもや家庭に対し適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え事業内容を周知します。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
養育支援訪問事業	量の見込み(人/年)	25	25	25	25	25
	確保の内容	[実施体制] 4人 [実施機関] 直営				

(11) 妊婦健康診査

●事業概要●

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦の受診をめざして実施体制を整え事業内容を周知します。また、妊婦健康診査費にかかる費用の助成を行うことにより、必要な健診を受診できるようにします。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
妊婦健康診査	量の見込み(人/年)	550	549	535	528	509
	確保の内容	[実施場所] 医療機関等 3か所 [実施体制] 2人 [検査項目] 基本的な健康診査(問診、診察、計測等) 必要に応じた医学的な検査(超音波検査以外) [実施時期] 通年 妊娠初期より妊娠 23 週まで:4週間に1回 妊娠 24 週より妊娠 35 週まで:2週間に1回 妊娠 36 週以降分娩まで:1週間に1回				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

第6章 計画の推進体制

1. 計画や子育て支援施策の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者、関係団体をはじめ、多くの住民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなどさまざまな媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、子ども・子育て支援新制度について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割

本計画は、子ども・子育てにかかわる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境など広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけでなく、家庭、地域、事業所、関係機関・団体等がそれぞれの立場で役割を認識し、相互に連携しながら、一体となって取り組むことが必要です。

■家庭の役割

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担っています。家庭が子どもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともに子どもと関わりながら子育てをし、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけ、健やかな育ちを支えていくことが求められます。

■地域の役割

地域社会は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、犯罪の防止など、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、子育て家庭が地域で孤立することがないように、積極的な交流などに参画することが期待されます。

■企業の役割

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する職場環境づくりが期待されます。

■関係機関・団体の役割

子育て支援や青少年健全育成など、さまざまな活動を展開している関係機関や団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、さらには専門的な知見から助言・支援できる立場として、子どもや子育て家庭に寄り添い、支援する役割が期待されています。市や地域、事業所との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められます。

■行政の役割

行政は、計画の推進主体として、本計画における施策、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、家庭や地域等との連携や協働を図りながら、計画を着実に実行していきます。

3. 推進体制

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関わる関係機関をはじめ、学校、企業、地域等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。

また、計画の広報等により市民等の理解を深めるとともに、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民および企業等の参加・参画を推進します。

4. 進捗管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、「赤穂市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

第7章 資料編

1. 用語解説

語句		解説
ア	預かり保育	幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる。
イ	育児休業	労働者は、対象となる子どもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限(小学校就学前の子どもの養育を行う場合)の制度、勤務時間の短縮など(3歳未満の子どもの養育を行う場合)の措置がある。
オ	オンコール	医師をはじめ、救急担当やオペ室看護師など、医療従事者が患者の急変時や、救急搬送時に勤務時間外であっても呼ばればいつでも対応できるように待機していること。
カ	かかりつけ医	家族全員に対し、その病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談などを行える医師。
	家庭児童相談室	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に設けられている相談・指導等を行う機関。社会福祉主事、家庭児童相談員が配置されている。
キ	教育・保育施設	「認定こども園法」規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、および児童福祉法に規定する保育所をいう。
ケ	ケーススタディ	具体的な事例について、それを詳しく調べ、分析・研究して、その背後にある原理や法則性などを究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする方法。
コ	合計特殊出生率	合計特殊出生率=(母の年齢別出生数÷年齢別女子人口)の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。
	コーディネーター	子育て家庭が身近に思える場所で、子育て家庭が抱える課題を包括的に把握、予測した上で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発することを意味するコーディネート機能を継続的に行う。
	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。
	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。
シ	事業所内保育施設	保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

	語 句	解 説
シ	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年4月1日から施行されている法律。 また、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、法律の有効期限が平成 37 年3月 31 日まで 10 年間延長された。(平成 26 年4月 23 日施行)
	児童館	児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が配置されている。
	児童虐待	身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
	少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。
	食育	平成 17 年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。
ス	スクールソーシャルワーカー	子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士など福祉のプロが担うことが多い。
タ	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
	タイムマネジメント	目標を達成するために時間を有効活用し、仕事を効果的・効率的に進めるための技術のことを指す。
ニ	認定こども園	保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。
ハ	バリアフリー	障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
ヒ	兵庫県福祉のまちづくり条例	平成4年 10 月9日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざすための条例。
フ	ブックスタート	「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間を持つことを応援する運動。
ホ	母子・父子自立支援員	母子家庭や寡婦の方々が抱えているさまざまな悩み事(生活上の問題、子どものこと等)や母子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。平成 26 年 10 月1日より名称が「母子自立支援員」から「母子・父子自立支援員」に変更となった。

語 句		解 説
マ	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。
ミ	民生委員・児童委員	民生委員法および児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。
ラ	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
レ	レスパイト支援	乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス
ワ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す
	ワンストップサービス	各種手続きの申し込みから完了まですべてを1箇所で済ませることができるサービス形態のこと。

2. 赤穂市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、赤穂市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第2項第6号に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3. 赤穂市子ども・子育て会議委員名簿

委嘱区分	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	半田 結	関西福祉大学社会福祉学部教授	会長：H26.4.1～
	古瀬 徳雄	関西福祉大学副学長	会長：～H26.3.31
	藤井恵美子	兵庫大学こども福祉学科准教授	副会長
子ども・子育て支援の関係団体に属する者	山根寿美子	赤穂市主任児童委員代表	
	岩崎由美子	赤穂市地域活動連絡協議会会長	
教育関係者	中川 尚子	尾崎幼稚園園長	
	今津 洋子	有年幼稚園園長	
	小山 寛	塩屋小学校校長	
保育関係者	矢野 由香	坂越保育所所長	
	関尾 裕子	赤穂保育所所長	
子どもの保護者	川崎 千春	御崎保育所保護者会会長	
	山路 優子	幼稚園PTA育成部会計監査	
公募市民	玉石 彩	公募市民	
	中川 正悟	公募市民	
その他市長が必要と認める者	今井 眞治	赤穂商工会議所専務理事	
	井上 昭彦	連合西播赤穂地区連絡会会長	
事務局	折原 和彦	健康福祉部長	H26.4.1～
	林 直規		～H26.3.31
	三谷 勝弘	教育次長（管理）	
	山野 良樹	子育て健康課長	H26.4.1～
	掃部 毅		～H26.3.31
	山本伊津子	こども育成課長	
	山内 光洋	保健センター担当課長兼 保健センター所長	H26.4.1～
	高平 綾子		～H26.3.31
	溝田 康人	生涯学習課長	
	前田 光俊	子育て健康課こども支援係長	
	藤田 元春	こども育成課こども育成担当係長	

※所属は平成26年度時点の状況

4. 子ども・子育て支援事業推進班名簿

【平成 25 年度】

委嘱区分	氏名	所属
班長	掃部 毅	子育て健康課長
副班長	山本伊津子	こども育成課長
班員	岸本 匡代	子育て健康課保健指導担当係長
	藤田 元春	こども育成課こども育成担当係長
	番匠 則子	生涯学習課生涯学習係長
	鍋島 真弓	指導課教育指導担当係長
	高見 直樹	社会福祉課いきがい福祉係長
	穴戸 崇起	社会福祉課障がい福祉係長
	山内 陽子	人権・男女共同参画係長
	奥吉 達洋	財政課財政係長

【平成 26 年度】

委嘱区分	氏名	所属
班長	山野 良樹	子育て健康課長
副班長	山本伊津子	こども育成課長
班員	日笠二三枝	子育て健康課保健指導担当係長
	藤田 元春	こども育成課こども育成担当係長
	平松 孝朗	生涯学習課生涯学習係長
	鍋島 真弓	指導課教育指導担当係長
	高見 直樹	社会福祉課いきがい福祉係長
	穴戸 崇起	社会福祉課障がい福祉係長
	山内 陽子	人権・男女共同参画係長
	西岐 厚志	行政課行政係長

5. 策定経過

年度	月日	主な内容
平成 25年度	6月11日	第1回赤穂市子ども・子育て支援事業推進班会議 ・子ども・子育て新システムについて ・(仮称)赤穂市子ども・子育て会議条例(案)について
	10月16日～ 11月5日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
	10月29日	第2回赤穂市子ども・子育て支援事業推進班会議 ・子ども・子育て会議の設置について ・赤穂市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について
	12月16日	第1回赤穂市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度について ・赤穂市の子育て環境の現状について ・ニーズ調査の実施について
	1月17日 ～1月31日	ニーズ調査の実施 就学前児童、小学生児童の回収状況： 配付数 3,189 有効回収数 2,667 有効回収率 83.6%
	3月14日	第3回赤穂市子ども・子育て支援事業推進班会議 ・ニーズ調査の結果について
	3月28日	第2回赤穂市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の結果(速報値)について ・子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項について
平成 26年度	5月29日	第1回赤穂市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果(追加集計、その他自由回答)について ・量の見込みの算出について ・子育て支援団体調査の実施について
	6月	計画策定にかかる子育て関係事業所・団体調査の実施
	6月30日	第2回赤穂市子ども・子育て会議 ・各種事業等の基準案および条例案の検討について
	8月20日	第1回赤穂市子ども・子育て支援事業推進班会議 ・子ども・子育て支援新制度における教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に関する見込み量の確保方策について
	8月21日	第3回赤穂市子ども・子育て会議 ・見込み量の確保方策について ・子育て関係事業所・団体調査結果について
	11月6日	第2回赤穂市子ども・子育て支援事業推進班会議 ・赤穂市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	11月12日	第4回赤穂市子ども・子育て会議 ・見込み量の確保方策について ・赤穂市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	12月16日	第5回赤穂市子ども・子育て会議 ・赤穂市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	12月22日 ～1月21日	パブリック・コメントの実施
	1月28日	第6回赤穂市子ども・子育て会議 ・赤穂市子ども・子育て支援事業計画(案)について

赤穂市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 : 平成 27 年 3 月

編集・発行 : 赤穂市健康福祉部子育て健康課

住 所 : 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

T E L : 0791-43-6808 F A X : 0791-43-6892